

平成27年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成27年3月18日(水)

東洋町議会

余 白

## 平成27年第1回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成27年3月18日(水) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 大坂 哲也 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 光本 速雄 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援  
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君  
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君  
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君  
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君  
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君  
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君

平成27年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成27年3月18日(水) 午前9時00分開議

- [日程第1] 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第2] 議案第2号 東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第3] 議案第3号 東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第4号 東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第5] 議案第5号 東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第6号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を定めることについて
- [日程第7] 議案第7号 町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めることについて
- [日程第8] 議案第8号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めることについて
- [日程第9] 議案第9号 教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定めることについて
- [日程第10] 議案第10号 東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについて

- [日程第11] 議案第11号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第12号 東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第13] 議案第13号 東洋町保健推進員を設置する条例を定めることについて
- [日程第14] 議案第14号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第15号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第16号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第17] 議案第17号 平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて
- [日程第18] 議案第18号 平成27年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第19号 平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第20号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第21] 議案第21号 平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第22号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第23] 議案第23号 平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第24] 議案第24号 平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第25] 議案第25号 平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第26] 議案第26号 平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第27] 議案第27号 安芸広域市町村圏事務組合理約の変更について
- [日程第28] 発議第1号 東洋町議会委員会条例の一部を改正することについて
- [日程第29] 発議第2号 郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書について
- [日程第30] 閉会中の継続審査・調査の申し出について  
    (1)総務教育民生常任委員会  
    (2)産業建設常任委員会  
    (3)議会運営委員会
- [日程第31] 一般質問

余 白

平成27年第1回東洋町議会定例会 平成27年3月18日 水曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成27年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例14件、補正予算3件、当初予算9件、規約の変更1件、発議2件、閉会中の継続審査・調査の申出1件の計30件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

3月12、13、両日に、予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

次に、3月13日、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催し、その報告書が届いております。

総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書提出に関する陳情書は採択と、産業建設常任委員長から、最低賃金の大幅引き上げ、全国一律の最低賃金制度を求める意見書採択要望書は継続審査、公契約条例の制定を国と県に求める意見書採択要望書、TPP交渉に関する陳情書、農協改革など農業改革に関する陳情書、米価対策の意見書を求める陳情書は不採択との報告がそれぞれありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。その規定に反すると認めると



きは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は発言を禁止します。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1号議案、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑させていただきます。通告してあります。

通勤手当もですね、住民生活、特に国民年金受給者にとっては死活状況にある今、例え少額であろうとも、住民血税を使った増額はすべきではない。これは私の考えであります。住民の収入が改善され、生活が安定するまでは、通勤手当は現状のままにして、住民とともに苦労を共有しようではありませんか。答弁をお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

田島議員の質疑にお答えを致します。

議案第1、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましてですが、今回の改正につきましては、高知県人事委員会の勧告を受けまして、高知県に準じまして改正し、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。

通勤手当では、交通用具使用者、自動車等に係る通勤手当について、民間の支給状況を踏まえまして、使用距離に応じまして、100円から7100円の引き上げの改正をしております。今回の改正によりまして、該当する町職員は、現時点では8名でありまして、金額では100円から600円の引き上げとなっております。

また、管理職特別勤務手当につきましては、管理監督職員が平日、深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態があります。災害への対処等の臨時、緊急の必要によりやむを得ず、平日、深夜、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合、勤務1回につき6千円を越えない範囲内の額を支給するとしております。これにつきましても、昨年3月14日、午前2時07分に伊予灘でマグニチュード6.1の地震が発生をしまして、東洋町では震度3でありました。被害はありませんでしたが、幹部職員は参集をしまして、配備体制を執っていました。また、去年の台風では、7月から10月にかけて

て、4回の台風が通過をしまして、床上や床下の大きな被害がありました。災害対策本部を設置し、避難勧告を出しまして対応をして参りました。今後につきましても、台風や地震、津波に対し、必要に応じ警戒態勢を執っていくようにしております。

また、単身赴任手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、月額7千円と、交通距離によりまして2万5千円の引き上げとなっております。現在のところ該当職員はいませんが、今後、人づくり広域連合や後期高齢医療広域連合でも、各市町村からの派遣職員を出しまして運営をしているところから、今後、派遣職員の検討をしないといけないと考えております。また、県への出向や人事交流もありますので、今回、単身赴任手当の改正をするものであります。ご理解のほどよろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今の条例一部改正についての反対討論をさせていただきます。

先ほど課長が言われましたけれども、特別職の緊急的な手当についても、これは今後、考えていかなければならないと思いますけれども、職員さんは現在、説明によりますと、約40万円以上の平均して給与をいただいていると聞いております。そういう職員さんが本当に今、通勤手当やそういうものを上げなければ生活はできないのかと、困るのかと、そういう問題であります。一方、住民は、その微々たるお金にさえ、その今、言われた8名、それから、金額は聞いておりませんが、そういうお金にさえ困るほどの今、生活に困窮しているんです。住民の苦しいときには各種手当を含めて、職員給与の増額などは厳に慎まなければならないと。これは私の考えであります。公務員として、町財源の困窮も含めて、住民生活が安定するまで先憂後楽の立場で頑張っていたいただきたい。これは私の考えではございますが、今、国民年金受給者や失業して生活に困窮している人がどれぐらいいるか、職員の皆さんは知っておられますか。町職員には見えないのかと、その声が聞こえないのかと歯がゆい思いがしております。公務員にとって住

民さんとはどういう立場にあるのか。それが分からないようなら、行政の将来は目に見えていると考えております。金額が多いとか、少ないとかという問題ではございません。困窮住民を放置して、我が身の給与を上げようとする、その職員の意識を指弾しているのであります。私の反対討論に対して議員諸氏の賛成をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。反対者の討論はありませんか。他に討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成5:反対3)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第2号、東洋町観光物産センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第3号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部

を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第4号、東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第5号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案6号、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例につ

いてお聞きしたいと思います。

1つ目に、長期とは無期限か、どれぐらいの期間を指すのかということをお聞きしたいと思います。長期といえどもいろいろあります。そして、その間、何があっても継続するということでしょうか。そういう意味での制定でしょうか、お聞きしたいと思います。

2つ目に、長期継続によって、町及び受託者双方にメリットもありますが、これは分かります。逆にデメリットもあります。現在は改善されていますが、例えば、以前の斎場のように、利用者から心付けをいただくような悪習が出てはいけないし、町内に競争業者のいるような公共施設管理契約などは、特に公平公正を図らなければならないと思います。その他の契約においても、運営やサービス、住民対応などに問題が生じた場合の歯止めや改善、また、もっと優れた事業者が出たときのためにも、長期継続契約の条例制定には慎重を期すべきであると、こう思います。途中のチェックの効かない半永久的な継続契約ではなく、ある程度の更改期間を定めて、あるいは問題が出たときなどは公募し、審査し、馴れ合いや情性を排していくべきだと考えております。その審査の中で、現業業者がよければ継続委託をすればいいのであり、何も継続契約をする必要はないと考えますが、考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答え致します。

契約期間については、品質及び競争性を確保するため、原則、5年以内に定めることを考えています。本町では現在、地方自治法の規定により、契約は単年度ごとになっているため、今回、複数年の契約ができるように条例を制定しようとするものです。1つの例としては、コピー機のリースや公用車のリースなど、契約は3年から5年が通常ですが、本町の場合は、毎年度3月末に契約の更新をしなければなりません。複数年契約ができることで事務の簡素化が図られ、効率的な事務運営ができるようになります。また、経費の節減にも期待ができるところです。田島議員の指摘の契約期間中の問題が出た場合については当然、契約内容に反することであれば指導しなければなりませんし、その内容によっては契約を解除しなければならないこともあると考えています。契約内容を単年度にするか、複数年にするかは、

それぞれの所管課において適切な判断をしていただきたいと考えています。以上です。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、課長から答弁がございました。

5年間という話を聞きました。期限を決めて、その間に問題があれば対処するというのであれば、私は異論がございません。ただ、1つの例としてお聞きしますが、町の観光施設なんかを貸したときに、それが目的に反した運営、管理をされていた場合の注意などが、全く今まではされていませんでしたが、白浜入口の施設なんかはそうでございますが、そういうことも契約の中に、あれは長期ではございませんが、公共施設の管理に対する普段からの注意とか、指摘とか、改善要求等はやっておられましたか、今まで。ちょっと離れますが、お聞きしたいと思います。詳しく場所を言いましょうか。(自席より、場所をと発言あり。)物産センターです。(自席より、管理契約でなしに、賃貸借使用料と発言あり。)賃貸借はこの契約には入らないと。(自席より、違いますと発言あり。)分かりました。今の質疑は撤回します。癒着とかね、馴れ合いというような言葉は使いたくありませんが、あってはなりません。安易に長期契約によって、このままだってしている場合には往々にして、そういうことが起こって参ります。5年間という期間は決めたいえども、その途中のチェックはしっかりやっていただきたい。そう、お願いして終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第6号、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第7号、町長等の給与及び旅費支給条例等の一部を改正する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第8号、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第9号、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。

日程第10、議案第10号、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第10号、東洋町在宅介護手当支給に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

東洋町介護保険条例の一部を改正する条例について、何点かお聞きしたいと思います。

今回、大変な額が上がってくると、こういうことでございます。その中で、特に経済的な弱者であられる1号被保険者のうちの第1段階の人にとっては、今回の支援といいますか、助成といいますか、非常にありがたいものだと思いますが、町費から助成される1万円で増額分が相殺されると、こういうことを聞いております。しかしながら、2段階から9段階までの人は1万円助成されても、それぞれ応分に自己負担分の保険料は増額されると、こういうことになっております。自由業などで現役の人以外は、全て年金受給者で、年金受給額で生活しておられる方が東洋町にはたくさんおられます。少しでも保険料の軽減を考えてあげなくてはいけない、そう思います。保険者、町として基金がなくなった今、少しでも給付費用を減らす手立ては持っておられるか。今までそういう手立てはされたのか、この3年間。上がってくるのは分かっていたんですよ。それに対して、どのような手立てをしたか、お聞きしたいと思います。

2つ目です。このままでは、平成30年度の7回目の改正時には、更に多



額の保険料アップが想定されております。今回のような、対症療法的な直接助成ではなく、給付費自体を減少させるための改革を考えなければいけないと思います。健康診断や生きがい対策としての、1つの私の案でございますが、貸し農園による生産や加工、癒やし系のペットの飼育助成などを強力に推進して、第1条に謳われている介護予防を充実させようではありませんか。

また、介護器具などの譲り合いなどによる、少しでも介護費用の削減につなげられないか。そういう考えがあればお聞きしたいと思います。以上、2つ質疑致します。

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

田島議員の質疑にお答えを致します。

65歳以上の人の介護保険料は、必要な介護サービス費用を賄うために算出された基準額を基に、所得などに応じて9段階に分けて設定をしております。介護サービスに掛かる費用が年々、増加する中、これまで3年間は、町に貯めてありました基金を取り崩し、保険料の上昇を抑えて参りましたが、この基金も使い切ってしまいましたので、今後3年間は、保険料を大幅に増額せざるを得ない厳しい状況となっております。ご理解をお願い致します。

今回、国が低所得者に対する軽減措置を行っております第1段階の人は、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者の他に、世帯全員が住民税非課税で、本人の年金収入が80万円以下の人となりますが、この段階の人の月額保険料は3246円になります。この金額は、基準額7212円に對しまして、本来、50パーセントの金額となるところ、国の施策によりまして45パーセントの金額に引き下げられております。保険料の増額に伴い、町が独自で65歳以上の人に一律1万円を支給することを予定しておりますけれども、田島議員のご指摘のとおり、第2段階から9段階の人の保険料増額分には、まだ足りない状況であります。介護保険の制度上、所得の多い方には厳しい状況となっております。ただ、平成29年4月から国の施策によりまして、保険料は第1段階の方で月額2164円になります。第2段階の方は3606円、第3段階の方は5049円となる予定となっております。今後、国の制度改革案にも注視し、保険料の引き下げに努力をしていきたいと思っ

おりますので、よろしく申し上げます。

2つ目ですが、現在、策定中の第6期の東洋町高齢者福祉計画、介護保険事業計画の中に掲げている項目の1つに、高齢者が主体的にいきいきとできる活動の場づくりがあります。具体的な取組としましては、いきいき百歳体操の発展、地域での集いの場づくり、住民が主体となって活動できる組織づくりの支援などを、今までも行ってきておりましたが、今後も引き続き行う予定となっております。このような取組は、主に介護保険制度の中の地域支援事業で実施するところが多いですけれども、東洋町の場合は、できるだけ介護保険料を上げたくありませんので、一般会計予算でできるものは、一般会計予算で実施をしていきたいと考えております。

介護福祉用具の貸し出しにつきまして、介護保険制度の事業にもありますが、それ以外でも、高齢者個人が、自身が使用していたものが不要になった物、例えばベッド、歩行器、車いす、杖等を何点か寄付していただいております。この用具を介護保険で使用が困難な方等に無償で貸し出しを行っております。ただ、貸し出す用具の数が限られております。このようなことも、介護保険料を下げる意味で重要なこととなりますことから、平成27年度一般会計当初予算の老人福祉事業費の中に貸し出しできる用具を増やすため、備品購入費20万円を計上させてもらっております。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町として、今までも数々と介護給付費を減額するために、あるいは介護予防のために施策してきたということは、よく理解できます。しかしながら、現実的にこういう状況になっているわけでございます。国保も同じでございますけれども、この介護保険事業にしても、被保険者であります我々、受益者がですね、親方日の丸的な意識を持っていたら大変だと思うんですよ。もちろん、自分らは保険料を払っているんですけども、それ以上の給付を受けていく。それは、親方日の丸でいくらでも出るというような意識があれば大変だと思います。いつかは自分達もお世話になる保険だと思いますが、少しでも給付費の削減に知恵を絞らなければいけない、そう思います。そうしなければ、結局また、これが年々要って、最終的には破綻するのではないかという考えを持っております。そこで1つ提案といいますか、お聞きした

いんですが、県も交えてですね、少しでもよい保険制度といいますか、基金がなければ使えないということではなくて、フォローできるような、一般会計からの支援もできるような、また、何かそれ以上に給付費を落とせるような、経費をね。よい保険制度に改善するように、受益者も、保険者も含めてですね、どうでしょう、一遍、こういうことを何かの形で互いに話し合いして、互いに給付費の削減をしていこうというような、意識の変革をするような手立てはできないでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。

今回ですね、大幅に引き上げることになりましたけれども、3年前のですね、改定時にも、同様のご質問もいただいております。その中で、ぎりぎりの中で100円だけをですね、前は上げさせていただきましたが、前回もですね、基金が底を突くという状況も当然、想定をしていたわけですが、できるだけ保険料は引き上げないということで、前回は保留、取り下げをしたらどうなというようなご意見もいただいておりますけれども、100円だけを上げさせていただいたと。このときにですね、何とか一般会計からの補填といいますか、そういうようなことができないかということで、500万円の一般会計からの繰入を多めにですね、予算化をしておりましたが、これは県の指導によりまして、そういう制度はまかり成らんということで、国保会計のように、ずるずると一般会計からの補填は厳しく制限するということのご指摘もいただけてきたところです。そういった、なかなか厳しいこの会計の中で、国に対しましては、国庫負担率の引き上げをですね、高知県下だけでなく、全国の町村も要望してきたわけですが、逆に今回の改正は、第1号被保険者につきましては、1パーセントの割り増しということになっております。今回の引き上げの中にも、国の制度の1パーセント引き上げ分も追加されておりますので、なかなか厳しい保険料ということになっております。こういったことを受けて、国の方もですね、29年の4月からは、先ほど課長の方からも説明ありましたように、軽減措置額を強化するということになっております。現在の0.45というところですね、0.3、3割で済むというようなことも提示があるわけですが、それ以前に、やはり国庫負担率を引き上げていただくという方向で要望していきたいというふうに思っ

ておりますので、新聞にも載ってございましたように、今回の改正で、ほとんどの市町村の基金が底を突くというようなことも想定されておりますので、介護保険制度自体がですね、もう破綻寸前というような状況になっておるといふことでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第11号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第12号、東洋町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、東洋町保健推進員を設置する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

議案第13号、東洋町保健推進員を設置する条例についてお聞きしたいと思います。

1つ目に、現在、担当職員さんからお聞きしますと、東洋町の検診率とい  
いますか、それは10パーセント台から30パーセント台弱になっておりま  
す。その低い検診率をどのようにして上げていくか。各種検診率をアップさ  
せるために、1日7500円で保健推進委員を4人採用の予定と聞いており  
ます。これは、1つは介護予防にもつながるよい機会と思いますけれども、  
少し疑問点についてお聞きしたいと思います。この推進員というのは、女  
性の方をお願いするつもりでしょうか。それから、年齢制限といえますか、そ  
れから、採用するときの資格といえますか、何か保健に関する有資格者  
ということでしょうか、お聞きしたいと思います。そして最後に、推進委員活動  
によって、各種検診率を何パーセントぐらいにアップさせると、事業目標とい  
いますか、達成目標をお聞きしたいと思います。

それから2つ目に、これは大事なことだと思います。今までいろいろ、こ  
うことをやってきましたが、なかなか成果が上がっていない。というのは、  
こういう保健推進委員さんが一生懸命、各家庭を回られて、そして、進めて  
いく、その検診を進めていって、その場では分かりましたというのがあったと  
しても、実際、受診しなければ意味がないわけであります。受診率向上のた  
めには、受診者の高齢化対策として、例えば、甲浦とか白浜とかね、各地  
区ごとに検診車が回って行って、そこで出張検診をしていただく。例えば、  
役場の職員さんらが、レントゲンの検診車が庭に来てから、それぞれ休み  
時間に検診をしていく、そういう形の何か移動的なものはできないか。また、  
検診日当日の高齢者送迎も、この推進委員さんに何かお願いするという  
ことはできないかというお聞きです。考えがあればお聞きしたいと思いま  
す。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えしたいと思います。2点、いただいたと思いますが、ま  
とめてお答えしたいと思います。

保健推進員の報酬ですけれども、日額7200円ということで挙げてありま  
した。それでですね、4名以内で委嘱を予定しております。

まず、病気にならないこと、あるいは病気の早期発見、早期治療を実践  
することが、医療や介護の給付費の適正化を進めること、あるいは本人も  
不必要な苦痛とか、経済的なものも回避できるということで求められておる

わけですけれども、そのために、がん検診とか、健康診査等の受診を一層、進める必要があるわけです。ただ、乳がんとか、子宮がんといった女性のみの検診もあるため、基本的には女性の推進委員を考えております。また、資格などについては、特に設けてはおりません。

次に、特定検診の受診率の話もいただきましたけれども、平成25年度実績では、30.7パーセントとなっております。制度が開始されました平成20年度実績からは、およそ10パーセントほど向上しております。また、胸部、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん検診の受診率についてもですね、5年ぐらい前と比べましたら、それぞれ3パーセントから5パーセント程度は上昇をしております。次に、検診、受診量を上げるためということになりますと、検診、受診料金の無料化、それと、検診の待ち時間の短縮策、土、日等の検診の追加、送迎バスの運行などの対策を講じてきて、それなりに上がってきたものであるというように考えております。今回、初年度としましては、各検診の受診率においてですね、対前年で、2から3パーセント程度は向上を目指したいと考えておるところです。なお、各地区で行うような検診につきましては、検診委託機関の日程や医師あるいは技師の数、スタッフの問題ですね、そういう問題もあり、東洋町だけの思いで検診機会を増やすということとはできないということが実情ですので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

何点かお聞きしておきます。

私が高齢者送迎ということを行ったのは、家へ行っての送迎ということであつたのですが、もし、そういうことの考えがあればお聞きしたいと思えます。

それから、各がん検診の30.7パーセントというのは、私が1つ提示したのはがん検診関係のものでございました。それは説明しておきます。これはただ、一番心配しているのは、今までの行政のデータ収集の事業は、ほとんど収集して、それで終わってしまっているということが多かったわけでありまして。かけ声倒れに終わらないようにという心配をしておるわけですが、この検診の受診者推進だけでなく、その中で、各家庭へ行って、その当事者の高齢者の方やら、体調の悪い方なんかについて、健康的な相談と

か、指導とか、指示とか、それから、いろいろなことを血圧、測定まではできないのか。介護予防やら、保健衛生等について話ができるというような方を雇っていただいて、そういうことも進めていったら、うちは、東洋町の介護予防あるいは健康推進に役立つのではないかと、考えがあればお聞きしたいと思います。以上で終わります。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
再問にお答えしたいと思います。  
送迎の件につきましては、田島議員が言われるように、全員というわけにはいきませんが、できればいいわけですが、職員というか、対応する者にも数に限りがありますので、現在どおりですね、ある一点へ集合していただいて、送迎をしていきたいというふうに考えております。

それからあと、保健指導的なことも言われましたけれども、確かに今までは、駐在保健婦制度というのがあったときには、各公民館とか集会所で、その当時の駐在保健婦、今、保健師ですけれども、保健指導的なこともやっておりました。それらについてはですね、今回、1人体制から2人体制の保健師になるようになっておりますので、検討を十分、加えていきたいと思えます。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第13号、東洋町保健推進員を設置する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することにつ

いての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第14号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

一般会計補正予算について、何点か質疑させていただきます。

1つ目でございます。旧生見農協土地購入費163万円についてお聞きしたいと思います。聞くところによりますと、購入予定地の一部に東洋町の消防ポンプ車保管倉庫があるために、農協売り出し地約53坪を坪3万円で購入すると聞いております。取り壊し費用などを計算すると、坪5万円ぐらいになるのではないかと自分なりに考えておりますが、この土地は、震災、津波で5メートル浸水の予測が出ております。町は現在、他の使用目的、これは、もちろんポンプ車倉庫というのは大事でございます。しかしながら、この残りの土地については現在、使用目的は持っていないと、こう聞いておりますので、お聞きしますが、町は現在、他の使用目的はないが、ポンプ車倉庫として必要と説明してありますが、津波対策として、ポンプ車倉庫の高台移転が喫緊の課題になっておると思っています。これは全国的です。高知県だけでなく。その中で、あえて浸水地にポンプ車倉庫を確保するということは購入理由にならないと、こう考えております。ポンプ車倉庫は高台移転することにして、浸水域の土地購入は再度、検討すべきではないか。この土地は民間資本に購入していただいて、地域振興への活用を委ねようではないかというのが、私の質問主旨でございます。よろしく申し上げます。



議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

田島議員の質疑にお答えを致します。

土地購入費163万円でございますが、購入の土地につきましては、JA土佐あき農協所有の旧生見農協支所の跡地と建物でございます。面積につきましては、179.59平米、約54.33坪であります。ご指摘のように、建物の西側にはですね、生見地区に配備しております消防ポンプ積載車の車庫として、JA土佐あき農協から借地を致しております。今年に入りまして、JA土佐あき農協の理事を通じてですね、町に購入して欲しいとの話がありました。町としましても、車庫として借地をしている関係もあることから、前向きに購入を検討してきた結果、価格等の条件が合ったため、今回、購入代金としての予算を計上させていただきました。坪単価3万、総額で約163万ということになります。田島議員のご指摘がありましたように、最終的には議員が言われるように、全てそういうことにしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現時点では、消防団員が効率よく、また効果的に活動するとなると、利便性等を考えたらですね、今の場所での車庫確保というのがベストではないかというふうに考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

副町長に1、2点お聞きしたいと思えます。

そういう説明を受けましたが、では、空地ができます。老朽住宅でございますので、なるべく早く取り壊さなければならないと思えますが、取り壊した跡地はどのように管理されるのでしょうか。目的はないと聞いておりますが。虎印のロープを張って、生見地区の方に委託するということになるのかどうか分かりませんが、管理についてはどのように考えておられるのでしょうか。それから、これはもちろん、いつまでもポンプ車をそこに置くというわけにはいきませんが、そういうことも踏まえて、管理のことやら、安全性のことやら考えたときにですね、町がそうするよりも、まず、民間の企業力というか、何を委ねてですね、生見地区の、何かそこで商売していただくとか、あ

るいは経済的な事業をしていただくとかいうような、そういう方に委ねた方が地区のためにも、町のためにもよいのではないか。そして、ポンプ車については、できれば、なるべく早く移動していくと。こういうことをお願いしたいと思いますが、考えがあればお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)  
再問にお答えをします。

議員の方からはですね、危機感がないと叱られるかもしれませんが、現時点での対応ということでご理解をいただきたいというふうに思います。そして、建物についてはですね、すぐには取り壊さないで、そのまま置いておくということのご理解をお願いします。将来的につきましては、土地の有効活用等についても考えていかなければならないというふうには思っております。しかし、現時点ではですね、具体的な活用方法は持ち合わせておりませんので、ご理解よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1つ、どうでしょうか。そのまま壊さないというのであれば、サーファーとか、そういう方に活用していただくというような形の施設はできないでしょうか。いきなり、こういう質問してもなかなか返事はできんと思いますが、あそこで何か集会とまではいいませんが、サーファーの方がくつろげるような、何かサーファー関係の施設を一遍、検討をしていただけないか。あればお聞きしたい。なければ、また検討していただきたい。よろしくをお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
お答え致します。

今回はですね、急な話だったということもございまして、急遽、予算化した

ということで、先ほど副町長が答弁したとおりですね、今後のことは未定です、はっきり申し上げまして。ご指摘のご提言につきましてはですね、未定は未定ですので、サーファーとか、そういったことに限らずですね、民間の方、地元の方の何かの活用方策があればですね、検討していきたいというふうに思っておりますので、現時点では白紙でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
2つ目の質疑をさせていただきます。  
東洋町総合戦略策定委員という方の報償費として15万円が計上されておりますが、この目的、内容をお聞きしたいと思ひます、活動内容ですね。それから、どのような人を何人予定しているのか、以上、2点お聞きしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
お答え致します。  
総合戦略策定委員15万円の目的、内容ということでございますが、当然、東洋町版の総合戦略も策定をしていかなければなりません。県も当然、策定しなければなりませんので、県版の総合戦略との方向性でありますとか、国からの情報についても収集を致しまして、本町の特殊性も勘案しながら、具体的施策との整合性を図っていくという必要があるというふうに考えております。当然ですね、県職員からの指導や協議も必要となってくるわけでございます。また、そういうふうに予定もしているところでございます。この中ではですね、県の産業振興計画との方向性も同一方向で、その方針を確認していくというようなことも、県の方からはご提言いただいているところでございます。総合戦略というのはですね、義務づけではないということではございますけれども、東洋町版のものを作成しなければならないというふうに考えております。現時点ではですね、まず、たたき台をですね、庁舎内の若手職員により作成をしていただきたいというふうに考えております。今の

ところ、委託であるとかですね、外注するというようなことは考えておりません。他市町村では、外注をするというようにも聞いておりますけれども、できるだけ職員でたたき台を作っていたいただきたいということで、その後です、策定委員会というものを作って、たたき台に基づいて修正や肉付けもあろうかと思えます。いろいろな意見を、柔軟に反映していければいいかなというふうに思っております。時期的なこともございますので、まだ具体的人選もしていない段階でございます。職員以外で10名程度を想定しての予算計上でございます。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、町長の方から、そういう説明がありました。

職員が10名で県の事業を受けて、戦略計画を受けて、町がどのようにしていくか。そして、そこでたたき台を作って、新たに策定委員会を作っていく、こういう説明を受けました。どちらにしましても、一番、今まで言ってきた、自分の考えとして言ってきたのは、職員さんが中心になってたたき台を作る、策定委員会については職員さん以外の10人と、こういうことになりましたが、メンバーは分かりません。しかしながら、どちらにしても、言い方は、ちょっとごめんなさい、語弊があるかも知れませんが、官制のですね、町行政の主体になったような計画策定でなくて、もちろん議会も入れていただきたい。それから、住民さんからもいろいろなアイデア等もあると思えます。そういう方のアイデアや意見や提案をすくい上げて、反映させていくという仕組みに変えていただきたい。これから組むんですから、そういう仕組みも取り入れていただきたい。石破大臣もこの間、高知に来たときに、それぞれの自治体がそれぞれの地域にあった独自の振興策を策定し、それに対して国が支援すると、こういう説明がありました。だから、そういうことであれば、東洋町として独自の戦略案の計画を立てなければならない。そのためには、2800人の全住民が一丸となった、東洋町を挙げた戦略にしなければいけないというのは、私の持論でございます。そういうことも踏まえて、小学生や中学生なども含めた幅広い層から、全町を挙げてアイデアを募集したらどうか。大人の考えの及ばないような思わぬ案も出るものであります。その優れた提案に対しては、何か報償的なものを出してでもですね、案を募集したらどうか。そして、町内がひとつになって、大きな町興しのうねりにつ

なると、そういう施策にさせていただきたいが、町長のお考えを聞きたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)  
お答え致します。

田島議員のそのようなご提言もですね、1つの方策であるというふうに思っております。若手職員の中でですね、たたき台を作る段階で、どのような意見の集約が必要かというようなことも議論していただければいいかなと思っております。先ほどの小学生からですね、というようなことも含めて、意見の集約を図っていくということが大事だというふうに思っております。それから、昨年からですね、一応、前段としまして、全職員からの意見募集も実施をしてきたところでございます。この中で、少子化対策でありますとか、子育て世帯への教育費支援策というようなことも、職員からの意見の中にもあったわけでございます。そういった流れの中で、すぐ対応できるものにつきましては、今回の創生先行型の予算で計上をさせていただいております。この創生の先行型につきましては、あくまでもソフト事業でないといけないと、公共事業は駄目だということでございますので、今回の子育て世帯への支援策でありますとか、そういったことに、総合戦略の中に位置づけていきたいという思いもございまして、今回の補正予算あるいは当初予算の中に分けて計上させていただいております。ご提言の件につきましては、また今後、検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

今の質疑に対しては、よろしくお願い申し上げます。

3つ目の質疑をさせていただきます。町商工持続発展支援事業補助金として750万円が計上されております。これは、ここに載せられておる項目、これは担当職員から4項目についてお聞きしましたが、一々、詳しくお聞きしましたが、こういうことは、今までうちは、商工会本部の方に何回も提案し

てきましたが、やっと腰を上げてくれると、そういう感じがして喜んでおります。商工商店経営者及び商工会が行う4つの事業に計750万円補助して、原則、単年度事業とありますが、本日、可決しても、26年度終了まで10日しかありません。確かに繰越明許の届けは出ておりますけれども、実は、27年度にも同様事業と金額が計上されているわけでありまして。そこで疑問点をお聞きしますが、つまり、27年度に1500万円合計してですね、それがこの事業につき込むということでしょうか。そして、それは27年度に完了させると、こういうことであれば、4項目についても、少しニュアンスが違ってくる。4つの事業内容についても、750万円と1500万円とであれば、だいぶ状況は違って来るんですが、そのところの説明をお聞きしたいと思います。それからまた、この計画案はどこが、行政が回したのか、あるいは商工会、あるいは両方がタイアップしたものか、そのところをお聞きしたいと思います。

それから、2つ目の質疑をさせていただきます。商店などの従業員の給料をアップする費用として、事業者や商工会が雇用の安定確保のための補助金200万円が計上されております。要するに400万円になるということ、倍になれば。一応、補正ですから200万円でお聞きしますが、商店などの従業員の給料をどれぐらい増額補助する考えか。給料等はですね、一度上げたら下げることにはできないと思います。継続してずっとこれからやっていかなければ、そのあとのフォローは事業者が払い出さなければいけないということになります。そういうことも考えておられるでしょうか。何人ぐらいを対象として、どれぐらいの金額を予定しておるのか、お聞きしたいと思います。それから、商工と言われるんですから、商工業の業は除きましたが、商工会ということであれば、大工や工員さんらも含まれると思います。加入、未加入は別として。その工の分野の従業員のことが載っておられませんが、そういう方の日当などは、この補助の中に入るのでしょうか、お聞きしたいと思います。また、従業員給料を上げることが雇用安定につながるのかという心配もしております。それなら、ちょっと離れますが、臨時職員さんや、商店以外の従業員の日当アップにも費用を充てていただきたい。充ててあげて欲しい。商工関係の人と含めてですね、そういう考えを持っております。そういうところをお聞きしたいと思います。

それから、3つ目の共同連携事業として300万円が計上されております。これは聞いたら、共同仕入れなどするのかなというたら、そうでもなくて、何かその商店同士の、あるいは商工会の中での連携事業、連携活動といますか、そういうものに使うと、こうお聞きしましたが、具体的にはどの

ような事業を行うのか、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

それから4つ目に、買い物弱者を救済するために200万円計上して、移動販売を行うと、こう説明を受けました。計画案の趣旨には、私は大賛成です。野根奥三地域だけでなく、甲浦地区においても、買い物になかなか行けない体の悪い方がいくらでもおります。そういう人のことを考えれば、これは、私は大賛成ですが、ところが、その移動販売ということにちょっと心配しております。保冷車を使つての移動販売か、そうなったら車を買わなければいけない。それをお聞きしたい。それから、特別なグループとか、事業者に委託するものか、町が行うものか、あるいは商工会が行うものか、そのところをお聞かせ願いたいと思います。そして、移動販売と言われましたが、ただそれだけ聞いております。車での販売なのか、他に何かよい方法があるのか分かりませんが、移動販売についてどのようなやり方があるのかお聞きしたいと思います。それから、商品の仕入れもあります。残ったときの対処の仕方もありますが、そういうことはどのように考えておられるのでしょうか。移動販売について具体的にお聞きしたいと思います。以上、4点、質疑致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
お答え致します。

行政報告でもですね、若干、触れておりますけれども、今回の補正予算と当初予算は一体化した予算編成としております。繰越を前提としての750万円と、当初予算の750万円と合わせまして、予算総額は1500万円というふうに、合計予算の枠内で、27年度中に執行していきたいというふうに考えております。なぜ、2つに分けたのかと申しますと、創生の先行型交付金ですね、これを一部、充当しているということでございまして、この部分につきましては、補正予算対応ということになっておりますので、補正予算に半分を計上して創生の先行型予算ということで、当初予算に半分というふうな予算編成と致しております。内容的にはですね、昨年、策定致しました活性化プランと同様なものでございますが、この件につきましては、この案といえますか、こういったことにつきましては、地区懇談会の中でも意見がございました。そういったことも参考に致しまして、小規模事業者である商店経営維持対策の1つと致しましてですね、私自身が策定を致しております。

活性化プランの商工版として、別枠の制度として創設をして、疲弊する地域の実態対策と致しまして、今後の町版の総合戦略の中にも位置づけていきたいというふうに考えておりますので、最低でも5年間の財源確保につなげていきたいというふうに考えております。

2番以降の補助額といいますか、これはですね、限度額のことをごさいますして、限度額を200万でありますとか、300万というふうに規定をしております。できるだけですね、小さな事業でも対象として拾い上げていきたいという考えからでございます。処遇の改善はですね、策といいますのは、例えば現在、町の職員は時給で直しますと925円ぐらいになるんですかね、930円ぐらいになると思います。現在、聞くところによりますと、民間従業員のパートがですね、時給800円というようなこともお聞きしておりますので、これを例えば1千円に改善することによりまして、その差額ですね、200円、これを年間の分として8割まで助成をすればですね、経営者の自己負担分が2割は必要でございますけれども、事業主の判断で自主的な計画に少しでも支援をしていきたいという思いから作っております。あくまでも町がですね、強制的にするものではございませんので、経営者の判断に基づくということで、商工会を通じてですね、そのような計画案を出していただければなというふうに思っております。少しでも商店経営を維持していくことにつなげていければいいかなというふうに思っております。このような町改善対策といいますか、こういったことは、国の制度の中にもあるわけでございます。そういったことも含めて商工会もですね、国の制度を活用するとか、町単の今回のものも活用するとか、そういったことにやっていただければありがたいかなというふうに思っております。国の制度を利用する場合には、なかなかいろんな条件とかですね、難しい部分も出てくると思いますので、町単事業で運用を緩やかにすることによってですね、1つのきっかけになればというふうに考えております。処遇改善は今のところですね、商店の経営だけに限定したいと思っております。大工さんとか、左官さんの方につきましては、主体的に取り組むための設備の改善でありますとか、そういったことには対象にしていきたいというふうに考えております。なお、事業効果の検証が分かる計画を出していただきたいというふうに思っております。

それから、3番目、4番目もですね、1事業の限度額を設定しているところをごさいますして、販路の拡大策につながるようなですね、自主的な取組によって計画が出てきましたら支援していくというために設けております。ということでございますので、まだですね、できたばかりで、これからPRもしていないといけませんけれども、具体的な取組ということは、今のところは聞



いておりません。商工会の内部の中でも1つのきっかけ作りとしてですね、大いに議論をしていただきたいと、活用策を議論していただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、町長の方から、商業に絞ってという説明がありました。うちはやはり、もちろん商工業という中で、商業はもちろんですが、工の方の衰退といひますか、それも非常に大きいものがある、こう考えております。そういうことにも今後、また日を当てていただきたい、そう提案しておきたいと思ひます。何点かお聞きしますが、原則、単年度ということ、今回は初期ということでありましょうが、繰越も含めて1500万、次の5年間継続するという中には、これは費用的には、もちろん1回やってみて、それから経過を見なければいけないと思ひますが、これはやはり、そういうぐらひの金額を予定しておるのか、これはまだちょっと分かりませんね。もし、分かっておればお聞きしたい、どれぐらひの費用で東洋町の商業を再建させるのか、町長の意気込みですね、それをお聞きしたいと思ひます。

それからもう1点、これは説明が分からなかったのをお聞きしますが、この買い物弱者の移動販売ということはやられるんですか。移動販売となれば車が要ります。私は前にも、各商店を回ってお願ひしたことがあるんですが、買い物弱者から電話で注文をいただいて、それを宅配すると。何軒かのお店はやっておられるようございますが、どういふことの方が経費的、コスト的、またいろんな面で、例えば、移動販売で車を買ってとなれば、一定の商業者に任すことになるおそれがありますが、電話による注文等であれば、各商店にそれぞれ注文があると思ひますよ。それを移動販売の人に配達してもらおうと、時間決めても構わないと思ひますが。注文があればその人に全部、積んでもらって、各家庭を。そうなれば、野根奥三地域だけでなく、町の弱者の方にいけると思ひますが、これ1点だけお聞きして質疑を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。

今回はですね、商店の維持ということを1つの目的としております。このままでいけば、旧野根町が1軒だけの店に、この店がなくなったらどう思うでっていうような、地区懇談会からの意見から、いろいろと考えてのことです。自主的に取り組むということを中心として考えておりますので、例えば、先ほどの移動販売につきましても、そういうことに取り組みたいという方がおればですね、また議論をしていくと。例えば、限度額の中で、200万あるいは300万の中で、当然、車が必要といえ、その範囲の中で8割ではございますけれども、あとの2割は本人のやる気を感じさせていただくという意味合いでの80パーセントということにしております。あくまでも、これは自主的にですね、自らが考えていただいて、こういうことに取り組むということの計画がなければ、なかなか補助金を出せないわけです。計画があるから全部、出すというようなことにはならないわけです。当然、こういった計画も、執行もですね、実現性も含めまして、自己責任が原則です。町任せのですね、実施計画では当然に、なかなか採択は難しいというふうにも思うわけですが、こういったことを1つのきっかけとして、商工会なり、商店主がですね、共同でこういったことに取り組まなければ維持できていかんという危機感を持っていただきたいと。そういったことに対しての取組については、町もできるだけ支援していきたいというふうに考えておりますので、できれば、この事業費につきましても、倍増になっていくぐらいのことがあれば、一番ありがたいかなというふうに思っております。とにかく維持をしていくということが、今後ですね、総合戦略の中にも、地方創生の大きなテーマになってくるといいうふうにも考えておりますので、できるだけ、いろんな意見がいただければありがたいかなというふうに思っております。今回も、この1つの補助制度がですね、きっかけ作りになればいいかなというふうに思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長の答弁いただきました。

そこで、もう1つだけ確認させていただきたいと思ひます。移動販売にこ

だわりますけれども、確かにそれは商工会の、野根地区であれば野根地区の、そういう事業者の自由意志といいますか、自立といいますか、そういうことによって任すということでございますが、私が言ってきたのは、東洋町の買い物弱者という方に対する、全体のそういう方に対するフォローやと、こう思っておったもので、そういう質問をさせてもらいました。それで今、町長の方から、そういうことでなくて、希望者というか、やる気のある方という対応ということがありましたが、どうでしょう、これは町長、町からはこういうお金が出るんですから、町単独から独自の事業でございます。融通性を利かせたいと今、言いましたが、一応、こういう案が出ておりますが、できれば、私の言ったように、全東洋町内の買い物弱者に対する支援ということで、移動販売でなくてですね、宅配を何かの形で検討をしていただけないか。これは、町と商工会ともう一度、じっくりと協議していただけないかという願いを込めた質疑でございます。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
現在ですね、買い物弱者対策ということは、あつたかふれあいセンター事業の中でも若干ですが、取り組んでおります。そういったことも含めて、今回はですね、民間の方のやり方といいますか、やる気のある方を引き出していくということが1つの目的でもございます。そういった中でですね、そういった方がなかなか出てこない場合については、何らかの形でですね、活性化策の1つとして、町があつたかふれあいセンターのことも含めて、総合的に判断していかないかかなというふうに思っておりますが、できれば商工会の方々がですね、こういったことに関心を持っていただいて、町から補助金を引き出すぐらいのですね、意気込みを期待しているところでございます。ご理解のほどよろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
ここで休憩を致します。再開は10時40分でございます。  
(休憩時間:10時30分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
(再開時間:10時40分)

他に質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

4番目の質疑に入らせていただきます。

児童、生徒、学生入学支援事業補助金1140万円についてお聞きしたいと思えます。

この計上標題を見ますと、入学支援と、こうなっております。入学となれば、例えば、小学生であれば、今年、入学した何人かの方、中学においては、小学6年生から今度、入学された方と、こういうことになりますが、それでよろしいでしょうか。それで人数はどれぐらいになるのかお聞きしたいと思えます。それから、学生ということになっておりますが、学生の内容についてお聞きしたい。高校入学なのか、あるいは大学入学なのか、それも引くくめられているのかお聞きしたいと思えます。その上で、この支援内容とそれぞれの金額をお聞きしたいと思えます。

それから2つ目に、原則、単年度と言われておりました。これは今年限りの施策か、それから、恒久的に、今年、現年度予算額は単年度ということであって、これは継続してやっていく事業なのか、考えを聞きたいと思えます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の質疑にお答え致します。

4番目の児童、生徒、学生入学支援事業補助金の1140万円についてでございます。2つの質問でございましたが関連がありますので、一括でお答え致します。小中学校につきましては、東洋町立の小中学校に新入学した児童、生徒または特別支援学校の小学部及び中学部に新入学した児童、生徒の保護者に支給するものです。学生につきましては、東洋町立中学校を卒業し、学校教育法に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校及び大学校に新入学した者の保護者に子育て支援の一環として、子ども、子育て世帯の負担軽減を図るため、入学支援金を支給するものでございます。支給額は、小学校入学予定者18人、1人当たり10万円で計180万円、中学校入学予定者が22人、1人当たり支

給額10万円で計220万円、高等学校入学予定者が20人、1人当たり支給額が10万円で計200万円でございます。専修学校及び大学校予定者が27人で、1人当たりの支給額が20万円で計540万円、合計で1140万円を計上しております。また、今回の入学支援事業は、地方創生事業の一環として取り組みますので、5年ぐらいは実施したいと考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
説明を受けました。

私は、こういうことは非常に大事なことで、思っております。教育というのは非常に大事で、ただ、1つちょっと疑問といいますか、お聞きしたいのは、大概、こういう支援事業については、経済的な格差といいますか、所得のあれによって差をつけるというのは多いんですが、今回は一律ということでございます。それはそれでいいと思っておりますが、ただ、1つだけお聞きしておきますが、これは保護者に回されて助成されて、この生徒さんの学校関係の費用だけにしか使ったらいけないものか、あるいは何にでも使っても構わないものでしょうか。それは中へ入ってしまったら分かりませんよ。これは、この中でどんぶりになるからね。縛りがあればお聞きしたい、なければ結構です。それで、これから5年間ということでございます。こういうことによって、学業といいますか、教育の水準、水準は言い方が悪いですね。そういう何かよくなっていったら嬉しいと思っております。それ1点だけお聞きしたいと思っております。

議長

(今宮 裕明議長)  
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の再問にお答え致します。

支援金の使い道は、私の考えではいろんな形で使えると思っております。入学時につきましては、いろんなものが必要になってきます。服が要ったり、学生については交通費が要ったり、いろんなことに要りますので、それに使っていただければ一番いいのかなと考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
5番目の質疑をさせていただきます。  
空家改修工事関係費用として847万円を補正されております。これは、今回、補正分を入れまして2647万5千円、これは聞きますと、3戸分と聞いておりますが、その空家改修の事業が27年度に繰越明許されております。そこでお聞きします。詳しいところまで、個人名までは結構でございます。地区名で構いませんが、場所はどこと、どこぐらいに予定しているのか。あるいは借り手はついているのか。そして、町外から移住されてくる方に特定して貸し出すものか、あるいは東洋町内で住宅に困窮している方、全て対象にしているのか、そのところをお聞きしたいと思います。  
それから、今回、補正の町内空家の改修費用、本体事業ですね、632万円計上して、それに対して215万円という設計監理委託費が出ておりますが、このパーセントといいますか、設計監理委託に、非常に金額をおいているが、このところを具体的に説明していただきたいと思います。設計も、監理も町大工さんに請け負ってもらうということになれば、この費用は、これほど要らないのではないかという考えを持っております。以上、2点、3点お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)  
田島議員にお答え致します。  
まずですね、空家活用事業について、対象は、ご存じのとおり3戸になります。詳細を報告致しますと、白浜、浅宇津、別役の各1戸で、計3戸ということになります。それでですね、具体的な内訳が出ておりますが、その辺も報告致しますけれども、先ほど議員が言われましたとおり、補正と合わせて2647万5千円ですが、内訳としたら、白浜の物件が工事費として847万、設計、施工監理費、通常、設監といいますか、127万の974万、浅宇津にある物件がですね、工事費が860万、設監が129万円の989万、次に、別役の物件が工事費595万2千円、設監が89万3千円の684万5千円と

なっております。それと、借り手につきましては、現状ではまだ決まっておりません。というのは、改修工事が完了したあとにですね、U・J・Iターンなどの移住希望者を対象に公募を行い、入居者を決定するという手順になっております。その中で問いがありましたけれども、町内の住宅困窮者も含めるかといえ、含めるようになりますが、平成26年4月から直近までの間に、町外からの移住希望者からの問い合わせも、既に22件きております。それとあと、この費用については、高知県居住支援協議会会員の一級建築士からですね、リフォーム案と概算工事費の提供を受けて作成しております。ということで、補正の中の設計監理費用について、1戸分については200某は高くはないかというお話でしたけれども、合計で、補正合わせて2647万5千円で、全3戸分のうちの全てが入っているということで、決して補正分で設監が210いくらという話ではありません。

それと、この事業は、国庫補助金である社会資本整備総合交付金を利用して行っておりまして、国の補助要件を満たす必要があります。つまり、耐震診断を実施すること、そして、その耐震基準を満たしていない物件については、耐震改修を行うことが必須となっております。そのために施工監理についてはですね、そちらの資格を持つ者をお願いをするしかないということになります。ただ、改修工事につきましては、耐震改修の施工が実施可能な業者でお願いするようになりますので、それは町内の業者であっても問題はないと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、そういう説明を受けましたが、ちょっと金額的に疑問点がありますのでお聞きしますが、2647万5千円が繰越されたら、総額ですね、その中から215万という設計監理委託費を計上すると、こうなったら、白浜が127万、別役は89万、浅宇津は129万もの委託設計が掛かるとなれば、この合計がですね、345万なんです。そうしたら、この金額は違うが、何やったらお聞かせ願いたいと思います。

それからまた、町内外に募集するということでありましたが、どうでしょうか、町長も言われるように、人口増加を東洋町の1つの施策のですね、大きなものに据えていきたいということでありまして、そういうことであれば、うちは、もちろん町内の困窮者対策も大事ですが、できれば町外の、できれ

ば家族で移住してくれるような方を対象にですね、聞けば20人で言いましたか、応募があるということですが、聞き合わせがあるということですので、そういう方を対象にしてやったらいいのではないかという考えを持っていますが、課長、どうでしょう、これは。考えをお聞きしたい。そして、町内の方については、そういう改修目的でなくても、貸してくれる方を募って、少額の軽微な改修であれば町の補助金を使ってですね、改修して、25万でしたか、出ます、あの補助金を使って、町内の方には貸家を提供していくというような考えも持っていたいただきたいが、その2点お聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
再問にお答え致します。

まず、金額的なものですが、先ほども言いましたとおり、2647万5千円が3戸分改修に掛かる経費ということで、当然、その中に含まれておまして、設計監理の設監分につきましては、それぞれ127万円、129万円、89万3千円ということで、繰り返しになりますが、217万というのは、決して1戸の分ではないと、合計して考えていただきたいと思います。それとですね、募集に関して問われましたけれども、先ほど町外からの問い合わせ件数が22件ということをお答えしましたけれども、当然、こちらの方に主眼を置いております。町外に対して移住者を募るということです。町内につきましては、先ほど議員も言われましたように、25万の改修費用の助成をしておりますし、また、そういう方もいらっしゃるのですが、そこそこ数がありますので、そちらの方で対応したいというふうに考えております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

金額については、また、のちほどお聞きしたいと思います。

それから、先ほど説明を受けました町外の方も含めて、うちは特定していただきたいというのは、結局ですね、この制度が先に完了してから募集しなければいけないという規定があれば、これは仕方ありませんが、そうでなか



ったら、募集をして、そして、よそから来た方を1人になるか、家族になるか分かりませんが、その物件に案内して、そして、こういうようにしたいというような希望を入れたね、改修ができれば、ものすごい移住促進につながるのではないかと。子供さんでもおっていただいたら、学校の生徒さんも増えるし、人口も増える。できれば、この事業をもう一度、町長、どうでしょうか、これは、町外移住者に限っての事業に変更はできないでしょうか。お聞きしたいと思います。

それから、この家主から家を借りますね、これは借るんですか、買い取るんですか、そこのところを1つお聞きしたいです。町が買い取るものか、借るものか、買い取るものか。それから、前に一度お聞きしましたが、もう一度、確認させてもらいたいと思います。家賃とか、家主さんにどういう形でお礼といたしますか、フォローしていくのか、その仕組みについて分かっている範囲で、ひとつ課長、よろしくをお願いします。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えを致します。

まず、建物の所有者から町が借り上げます。借り上げる費用としましては、固定資産税相当額で借り上げます。つまり、固定資産税が実質掛からないという状況になるわけです、持ち主には。あとですね、借り上げ期間は、だいたい10年から12年間は借り上げます。借り上げたあと、町の方で、たぶん900万前後になると思いますけれども一般的には。リフォームをして、それを貸し付けるという形を取ります。持ち主の方に返すのはですね、基本的には10年ないし12年経ったあとに、もうそのままお返しするというような方向で計画しております。それとあと、前段の中でですね、物件を見学させてとかという話でしたけれども、当然、補助事業でもありますし、先に手掛けて、どんだけ目途があるとか、決定してから、戸数が確定してから募集を掛けるというような仕組みしか取れないのかなと考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

私たちは議会で、産建委員会の方で徳島の美馬というのか、あちらの方に視察に行ったときにね、借家に庭を付けて、畑を付けて貸し出して、ものすごい評判がよかった、そこに定住するという方も増えてきたと、そういう状況を見ていたもので、こういう質問をさせていただきました。またよろしくお願ひします。

最後に、6番目の質問をさせていただきます。大斗頭首工撤去に係る検討委託業務費用220万2千円の削除についてということで、お聞きしたいと思ひます。通告書では金額、間違っていました。失礼しました。訂正します。検討業務委託だけで、これだけの費用を計上しながら、なぜ、中止になったのかということに疑問に思っております。予算計上の過程で審査に問題がなかったのか。本体工事ではなく、検討委託費用に220万というお金を計上しましたが、その予算額の計上根拠と中止の理由をお聞きしたい。説明を求めたいということでございます。何か特別な調査をするということであれば、そうですけれども、検討する段階で、1人1万円の参加者に払ったとしても220人役ということになりますが、あまりにも金額が大きすぎるので、お聞きしたいと思ひます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答え致します。

経緯についてはですね、平成24年3月に漁場管理野根川保全計画、これは高知県漁業振興課が策定したものです。その内容を受けまして、平成25年度に野根川漁業協同組合から2箇所、魚道施設の改修の要望がありました。その内容を町と連名により、県へ陳情を致しております。県と協議を進めていく中で、特に大斗地区の頭首工にある魚道施設について問題があるということでしたので、25年度に県から紹介された専門業者に調査を委託致しております。その結果、鮎が遡上できない場合は頭首工の撤去も含め、魚道施設の大規模な改修が必要ということになりましたので、野根川漁協と協議をする中で、予算の関係から、まずは簡易な方法で魚道に水がのるように施工を致しております。中止となった理由ですが、鮎の遡上時期は4月から5月にかけてとなりますので、26年度に予算を取りまして、水中カメラでの撮影を行いました。鮎の遡上を確認ができましたので、その後、

野根川漁協と県とも協議をした結果、当面は現状の魚道施設を維持管理しながら様子を見るということとなりました。26年度の当初予算で計上はしていましたが、鮎の遡上ができたことがありましたので、大規模な魚道の改修工事に伴う調査測量設計を、今回は削除することとなりました。以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
詳細について今、課長から説明いただきました。ある部分、納得しております。ただ、こういう経費の計上においては可能性とかね、本当にこのぐらいの費用が要るかというようなことはきちんと精査をして、あまりにも金額的に多額やったもので疑問に思ったわけです。今後、こういうことは、はっきりと査定をした上で、本当に必要な金額を出していただきたい。よろしく申し上げます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これより、議案第15号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについての件を挙手により採決します。  
本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。  
挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第16号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会

計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第17号、平成26年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号、平成27年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (小松 熙予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。

まず、町税全体の滞納額については、町民税約1200万円、固定資産税約1400万円、軽自動車税約100万円であること。地方消費税交付金1千万円の増額については、税率が1から1.7パーセントへ引き上げられたこと。社会保障・税番号制、いわゆるマイナンバー制度に係るシステムを新たに導入すること。地域福祉バス運行費については、徳島バス及び東部交通へ補助すること。町税強制徴収の差し押さえ物品については、ネットオークションで一部、公売できたことの質疑、答弁がありました。

また、民生委員協議会補助金120万円については、前年度より50万円

増額し、他町村との足並みを揃えたこと。消費税増税に伴う臨時福祉給付金については、6千円を高齢者の対象者へ給付すること。不妊治療支援費については、不妊治療者への宿泊代、検査費及び通院旅費などを支援すること。鍋シ川改良工事については今後、堤防のかさ上げを行うこと。防災整備については、27年度で一旦、整備が完了し、今後は既存避難路の再整備、また、新たに土地を確保できれば備蓄倉庫の整備を拡充させることの質疑、答弁がありました。

最後に、スクールガードリーダーの役割、野根中学校体育館のアスベスト状況、災害復旧費の林道修繕について質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、小野、武山、高畠、西岡、平山、福島委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第18号、平成27年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号、平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特 (小松 熙予算審査特別委員長)

別委員長

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。

今後の償還件数については、残り99件であること。弁護士委託料については、差し押さえに対応した費用であることの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、小野、武山、高島、西岡、平山、福島委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第19号、平成27年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(小松 熙予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度

東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。

滞納額については、全体で約5200万円あること。また、徴収率については、現年85.9パーセント、滞納11.1パーセントであること。国保料を抑制するための経費節減については、経費は最小限度で計上していること、また、一般会計からの繰入で対応しているため、保険料の影響はないことの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、小野、武山、高島、西岡、平山、福島委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第20号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(小松 熙予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査を行いました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、小野、武山、高畠、西岡、平山、福島委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第21号、平成27年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(小松 熙予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。

今回、保険料改定に伴う詳細な説明を受け、保険料は課税、所得に応じ1から9段階で設定し、1段階3606円、2段階5409円から9段階1万22



60円としていること。介護保険の不足分については、一般会計からの繰入ができないこと。また、基金が底を突き、県から借り入れていることなどの理由により、保険料を引き上げなければならないこと。その救済措置として、保険制度とは別枠で、65歳以上の方、全員に臨時給付金1万円を給付すること。保険制度の説明を住民に十分、果たすことの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、小野、武山、高島、西岡、平山、福島委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号、平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(小松 熙予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査を行いました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第23号、平成27年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(小松 熙予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。

長寿命化計画については、法定に基づいて策定すること。資本費平準化債については、年度により償還額が高い場合があり、下水を利用する次世代への負担軽減のために、新たに借り入れることの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第24号、平成27年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第25号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長

(小松 熙予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。

奥河内飲料水施設の世帯及び人数。緊急遮断弁については、経費節減のための方策について質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、小野、武山、高島、西岡、平山、福島委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第25号、平成27年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第26号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。小松予算審査特別委員長。

予算審査特別委員長 (小松 熙 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告致します。

3月12、13日、委員会を開催し、本議会より付託を受けた平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査を行いました。質疑の主な内容を報告します。なお、質疑の詳細については報告書をご参照下さい。

温浴施設の有効活用策については、海の駅とタイアップするなどして運営できるようなサービスの充実を図ることの質疑、答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については賛成、小野、武山、高島、西岡、平山、福島委員の6名、反対、田島委員の1名により、賛成多数をもって原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長 (今宮 裕明 議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言

あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第26号、平成27年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は委員長の報告のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第27号、安芸広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第27号、安芸広域市町村圏事務組合規約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、発議第1号、東洋町議会委員会条例の一部を改正することについての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、武山裕一君。

5番議員

(武山 裕一議員)

発議第1号、東洋町議会委員会条例の一部を改正することについて、議案を別紙のとおり、東洋町議会会議規則第14条の規定により提出する。本日提出であります。提出者は私、武山裕一です。賛成者は、平山、高畠、西岡、小野、福島、小松、田島の各議員であります。趣旨説明を致します。

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と併せ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改

正されたことから、本条例第19条、出席説明の要求の内容を教育長へ改正しようとするものです。なお、改正内容については、お手元に配布しておりますので、ご参照下さい。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第1号、東洋町議会委員会条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、発議第2号、郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

発議第2号、郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、福島登。賛成者は、小野、武山、高畠、今宮の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。3月13日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。趣旨説明致します。

郵政事業とは、郵便のみならず、貯金、保険の三事業であり、三事業のユニバーサル・サービスの義務をしっかりと果たすことが郵政民営化の目的であります。日本郵政や金融二社の株式処分については、郵政民営化の目的に反するものであってはならず、ユニバーサル・サービスを提供する義

務を全うできる株式処分のあり方が検討されなければなりません。政府には次の事項につき、速やかに対策を講じるよう強く求める。

1、日本郵政株式会社及び金融二社の株式処分においては、しっかりとした情報公開、説明責任、中期あるいは長期的な経営の見通しを示していくこと。また、外国資本の支配権確立に対しての防止策、外資規制を講じること。

2、郵便と金融のユニバーサル・サービスを守る立場から、金融二社の株式の処分については、凍結あるいは制限すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第2号、郵便と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

暫時、休憩します。再開は13時15分です。

(休憩時間:11時45分)

昼食のため休憩。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 13時15分)

日程第31、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。質問の通告が4名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、田島毅三夫君、件名は、町長及び特別職員の退職金の減額を求めることについて、他5件であります。答弁者は町長及び担当職員となっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1つ目の質問に入らせていただきます。

町長及び特別職員の退職金の減額を求めることについてであります。

職員退職金は、国の削減通達を受けて、平成24年度から26年度4月までに3段階に分けて17パーセントのカットを行ってきました。東洋町でも本年4月に17パーセントカットが完了すると聞いております。県の尾崎知事も、職員退職金が減額されているのに、知事がそのままでは整合性が取れないとして、16.7パーセント、585万6千円を減額し、手本を見せております。県でも、香南市や四万十市などの市長が同様、減額しております。本町においても、長期勤続の職員退職金が17パーセントも減額されているのに、なぜ、1期4年で1270万円という町長退職金はじめ、各特別職の退職金は減額しないのか疑問に思っております。町長は前議会での、住民が年を越せないほど困窮しているのに、期末手当の増額を行うのはおかしい。中止して、生活に困窮している住民の救済に回せという、私の質問に対して、東洋町は基金も少ない上、人口減少によって、交付税が5年間で2億8500万円も減額された。財源が厳しく、弱者住民への支援はできないと拒否されました。財源不足を理由に弱者住民を切り捨てるというのであれば、町長ら三役も身を切って範を示すべきであると、これは私の質問の主旨であります。特別職3人で、どうか協議していただいて、当議会において自ら20パーセントというのは、職員さんの17に対して、少し上積みしてという意味ではありますが、ぐらいの削減を申し出て、その減額した資金で、弱者住民



の生活支援をしてあげて欲しいと思いますが、町長の考えを聞きたいと思っています。1問目の質問です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答え致します。

財源が厳しく、弱者住民への支援はできないと、拒否したということですが、直接、このような表現は使っていないと思います。この件に関しましては、今回の件とですね、別の問題として対応していかなければならない問題だと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思っています。

この退職金制度につきましてはですね、町村の構成団体における条例改正でもしなければ、ご提言のことはできないということがございます。この点、ご理解願ひたいと思います。首長でありますとか、特別職というのはですね、さまざまなリスクを負っております。執行機関の長としての最終責任は当然でございますけれども、どなたでも提起できます。住民訴訟制度においても個人として、その責任を負わなければならないリスクと責任をですね、日々、常に負っているということがございます。確か田島議員ともですね、4件の訴訟をしてきたわけでございます。1期4年間の中で、8件の裁判に対応して参りました。全くそのような事案が1件もない、平穏な自治体もあるわけでございます。また単純にですね、県知事との退職金を比較するまでもなく、責任の度合いでありますとか、その大きさも比較するまでもないわけでございます。それ相応の制度体系の中で判断をされてきたものというふうに考えております。同規模の自治体間でも、さまざまな事情や特性があるわけでございます。各自治体における特殊な行政事情も存在を致しております。このようなことから、報酬の比較についてもですね、一律的な判断もできないわけではありますが、現時点でのご提言には、ご期待には沿えないということがございます。また、退職手当はですね、制度上、県も、市もですね、独自の条例の中で運用をしているわけでありまして。しかし、町村は行政規模が小さいために、共同して、組織を構成して運用をしているわけでございますので、その点をご理解願ひたいと思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういう答弁でございます。

確かに、よその市町村と比べて、この東洋町ですね、首長さんの責任というか、苦勞というのか、それは際立って重い、大きいということは、よく分かっております、過去からの例を引いても。しかし、ただ、その上で私がお願いしているのは、確かに法令では、そう決められたもので、法上は問題がないんです。また、各町村ですね、退職金の組合があって、そこで決めていくものであって、東洋町独自でどうこうできないということも、よく分かっております。そういう上で、なおかつ、今回の職員さんの退職金に併せて、何らかの形で整合性の取れるようにしてほしいという質問でございます。それで、そういうことであればですね、できれば、次の組合の議会、これは、首長さんらが集まって議会を開いているようでございますが、組合の方に聞き合わすと、その中で決めてもらわなければ、我々はどうにもならないと、こういうことでした。そこで、次の議会がいつあるか分かりませんが、首長さんが集まった議会の中で是非、本町の町長の口からですね、これを提案していただけないか、そう思いますが、いかがでしょうか。もし、そうでなければ、何らかの形で、町独自で三役の3人が、何かの形で減額するという方法を考えていただけないでしょうか。しつこいようですが、もう一度、お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

再問にお答えを致します。

現在ですね、単独でできないということは、ご理解をいただいているというふうに思っております。私個人の考えと致しましては、議員も含めまして首長もですね、寄付行為は禁止をされているところでございます。しかし、任期満了時でありますとか、引退、勇退ともなればですね、寄付行為は可能となるわけでございます。現に先輩議員の方でも引退後に、町にですね、町行政への感謝の意味合いもあるということで、寄付をいただいた方もいるわけでございます。私もそのような方々の例に倣いまして、滞りなくといえますか、引退すべきときには、そのあとには、次代の行政運営を担う方々

のために、何らかの形で行政に恩返しをしたいというふうに、個人的見解でございますけれども、そのように考えているところでございます。議員さんにもそのような例もあるわけでございますので、是非、田島議員もですね、勇退されますときに、諸先輩方のよき事例をですね、参考にして是非、善意の寄付をですね、していただければありがたいかなというように思っておりますので、ご検討のほど、ひとつよろしくお願い致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、町長から再問をいただきましたけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、これは英断といいますか、本当によく、そういう決断をしていただいた。これは、確かに寄付になります。そういうことでできないということは、よく分かっております。それを、なおかつ、そういう形でしていこうということについては、なかなかこれは、どのように言ったらいいか、本当に口では、日本語では、よう言いませんけれども、本当に、何かいい言葉はないですか。ほんまに何しております。ただ、議会については、また話をしますが、これは特別職とちょっと形が違います。これは、我々は議会というチェック機関の中で、こういふことをしているということで、そして、それを行政側の職員と、あるいは首長との報酬とは、ちょっとニュアンスが違いますので、またこれは、議会で皆さんが集まったときに相談したいと思います。これで、一応、1問目の質問は終わります。

2問目の質問にそのまま入らせていただきます。2つ目に、人口増加、地域創生には職場づくりと基幹産業の振興しかない。考えを聞きたいと、こういう質問でございます。1つ目としてですね、国は地方創生の花火を打ち上げ、知事は年頭所感で、人口増加を県の最優先課題に掲げました。そのためにはまず、働く場の確保は最大課題となります。働く場ができればですね、まず、人が増えてきます。若者が残れば結婚もし、子供も産まれます。町財源も増え、経済効果も波及し、町が活性化するというのが、これがパターンでございます。サイクルでございます。正循環。この2、3年でも若い妻子、のちの人も含めて、何人もの人が県外に職を求めて移住しました。単身赴任という形でございますが、出ております。それでも、家庭の事情があって出られない人は、職安を含めて、必至になって職を探しております。この仕事場づくりは何度も提案しておりますが、町として具体的な案が全く出て

こない。町として、地域創生、総合戦略としての職場づくりにどのような対策を考えているのか、町長の口から具体的にお聞きしたいと思います。

2つ目に、最近では何隻かの鮪船が廃船しております。町基幹産業である漁業衰退の歯止めに関して、後継者や有資格者の減少をどう止めるのか、また、どう育成するのか。燃料費などの経費高騰や漁業者の減少、漁獲量などの減少に、町としてどのような手立てを考えているのか。今までどのような手立てをしてきたのか。また今後、漁業及び港湾の活性化をどのようにして推進していくのか、お聞きしたいと思います。これが2つ目の質問です。

それから3つ目に、地方創生策の1つとして、空家住宅の整備を行い、地域おこし協力隊を5、6人ぐらい募集してですね、田や畑、果樹園などの耕作放棄地を再生させ、任期の切れる3年後には、町に農業者として定住してもらってはどうか。その間の1カ月18日限度に、最低18日就農すると、こうなっておりますので、その定款どおりでいけば12日が休みになるわけですが、10日以上ある休日などには、ハウスや果樹園など、いくらかの農地を借りて、自ら若しくはグループで栽培し、副収入と将来定住への準備としてもらえばいい。自分なりにそう考えております。子供を含めた家族での来町を募集するよう求めたいが、いかがでしょうか。考えを聞きたいと思えます。以上、3点の質問をさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答え致します。私の方からは、2番目と3番目についてお答え致します。

まず、町としての漁業及び港湾の活性化策についてですが、活性化策の事業としては具体的な事業はございませんが、新規漁業就業者支援事業費補助金や、平成27年度に町単独、新規事業として、東洋町漁業者担い手育成事業補助金を創設しております。これは、漁業者が小型船舶取得に対して2分の1を補助するなど、担い手対策の1つの手段として考えております。また、燃料費の高騰による対策としては、国の事業で漁業経営セーフティーネット構築事業があります。事業概要は、燃油価格、養殖配合飼料の高騰に備え、漁業者と国が1対1の負担割合で資金を積立して、原油価格が一定の基準を超えた場合に補填金が支払われる制度となっております。

この事業は漁協が主体となって、既に実施をしております。

3番目の地域おこし協力隊についてですが、現在、東洋町では、昨年12月と11月に2組の方が地域おこし協力隊として本町に来ていただいております。海の駅と観光振興の分野に携わっております。まずは地域に溶け込み、地域での信頼を築き上げていくことが大事だと考えております。そのためには、やはり時間も掛かるものと思っております。まずは今回の地域おこし協力隊2組の実績を作った上で、農業やその他の分野にも今後、つなげていければと考えております。私の方からは以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

1から3番につきましてお答えを致します。

人口減少とですね、経済規模の縮小というマイナスの悪循環を克服するためにですね、県もさまざまな施策を展開してきております。その施策が、田島議員もですね、ご提言の件も含めまして、既にいくつか制度化もされているものというふうに受け止めております。本町に適合するものにつきましては、先ほどの課長の答弁のとおりでございます。今般の地方創生関連につきましてもですね、5年間、県と方向性をひとつにして、産業振興計画の中に、いろいろな事案を取り入れていくというようなことも聞いております。このようなことにも取り組んでいかなければならないというふうに思っております。午前中ですね、空家の改修のあれもありましたけれども、移住促進策についても当然、県も力を入れておりますので、国の補助金、県の補助金、そういったものをマッチしてですね、できるだけ町負担が少ない形での取組を強化していきたいというふうに考えております。先ほど課長の方からもありましたが、地域おこし協力隊制度も今後、人数を増やしていきたいというふうに考えておりますし、今後も総合戦略の中にも、何らかの形で位置づけをしていきたいというふうに思っております。先ほど課長の答弁にもありましたように、なかなかですね、この地域おこし協力隊の中でも、面接を経験してきたわけですが、なかなか農業分野ということになりますとですね、受け入れ側との問題もございまして、都会からの希望者との双方に求められるのは、やはり覚悟というようなことがなければ、なかなか厳しい、難しいものがあるのではないかなという印象を持っておりますが、今後ですね、さまざまな形で応募を掛けていきたいというふうに思っておりますので、ご理解の

ほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

課長と町長より、答弁いただきました。

うちは課長にお願ひしたのも、農業に限った地域おこし協力隊をお願ひしたんです。確かに2名は来ておりますけれども、それを農業に特化して、5、6人ぐらい募集していただいて、家族で来ていただいて、その方達に普段、生活の中で農業に入っていただく、そういうことをやっていただきたいという提案なんです。もう一度、再答弁、よろしくお願ひします。

それから、どういたしますか、確かに漁業関係においては今、加工品の方がなかなか頑張つて、海の駅でもほんまに魚関係が評判がよくて、徳島海陽町、それから、もっと向こうから毎日のように買いに来てくれます。それは本当にいいことだと思つております。しかしながら、私が質問した主旨というのは、そうではなくて、海の駅で販売する魚自体が少なくなっていると、これに対する対応をお聞きしたんです。確かに就漁支援制度もありますが、そういうものを使って、どんどん増やしていただいて、要するに、東洋町の漁獲量を増やしていただいて、そして、収入を増やしていくという方策を考えて下さい、考えましよう、こういう話やつたんです。それがまず、魚が獲れなければ加工品ができないんです。そういうことも踏まえてもう一度、漁業の振興について、課長の方から考えがあればお聞きしたいと思ひます。どういたしますか、私がなぜ、こういうことを言うかという、今まで何遍も言ってきましたが、あえてまた、こう言わせてもらってますが、1つの基幹産業が興きたら、漁業であつてもかまん、商業でもかまん、農業でもかまん、その1つの産業が正循環に回転をし始めたら、昔のことわざで言ひますが、風が吹けば桶屋が儲かるといひましたけれども、そういう形で全部、東洋町に波及していく。全部を一遍に興すということは、これはなかなか難しいと思ひます。だから、そのうちの1つの基幹産業でもいい、農業でもいい、漁業でもいい、商業でもいい、何か1つに全力的に集中してやって、それを興していこうではありませつかという主旨の提案なんです。それで、ここにそれぞれの基幹産業を入れましたが、それぞれの担当から、そういう意味でもっと真剣に、東洋町をよくしていく意味での、それぞれの担当課長から自分達の考えを聞かせていただきたい。我々がいくら言つても、担当窓口の課長さんら

が、職員さんらが全く反応を示さない。こういう状態ではありますが、そのところもう一度、課として、あるいは行政として、どう考えているのかお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)  
田島議員の再問にお答え致します。  
答弁になるかどうか分かりませんが、漁業についてはですね、漁業者あるいは漁協の方から具体的な要望があった場合に、町の方は支援していきたいと考えております。町が強制的に事業を進めるものではないと思っています。

それと、地域おこし協力隊についてですが、地域での受入先、特に農業の場合はですね、農地問題、それと農業機械、それと周辺の農業者との関係など、あと3年後に農業経営だけで本当に生活していけるのかどうか、さまざまな問題があると思います。そういう要望に対して対処していけるような、まずは土台づくり、受入体制が必要でないかと思っております。そういうものを決めてからですね、募集を掛けたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
どうしても具体的な案が出てこないんですね。例えば、農業1つにとりましてもね、どういいますか、耕作放棄地がいっぱいあります。荒れた山もいっぱいあります。それらを活用して、例えば、梅なら梅を植えていく、それによって、花見をして、また、その実を加工して、販売していくというようなね、何か具体的なものにまで踏み込んでいかないと、住民さんあるいはその該当する方達から案が出てくるまで町はじっと待つというのではなくて、そういうことをも住民さん、町にどんどん窓口から訴えていくと、どういいますか、ぱっと出てこんが、訴えていく、広げていく、そういう姿勢でなければ、もう住民さんから声が出てこなんだからいわ、出てきたらそれに対応するようなことでは駄目です。27年度はもう一度、意識を変革してやってもらいた

い。

それから、例えば、土木業者の方、建設業者、建築業者が非常に、建設については人手不足とか、そういうことがあって、なかなか発注した仕事がやってくれないという苦情を聞いております。それぐらい忙しいようです。それなら、そこにやはり、どういいますか、今、商業のように、従業員さんに対して日当の支援をするとか、新規に雇った方にちょっと、事業者の社長さんに、会社の方に応援するというようなことも考えてあげて欲しい。そして、そこでどんどんダンプが走って、そして、建設の機械がうなっていくような、そういう活気が出てきたらね、また雇用も増えて、経済的な効果も増えていく、そういうものに対する、今回のような、こういう商工に対する支援を是非、考えてもらいたい。

それから、漁業にしてもそうです。このままでは10年持たないだろうと思います。甲浦の港にしても、ばらばらになってしまった船が、実際、出ているのを聞けば、10艘ぐらいしか沖へ行っていないやろと、こういう状態です。鮪船にしても、19トンにしてもどんどん減っていく、もう何年かという状態。これを行政は知りながら、言ってこないからそのままにするというようなことではなくて、こちらから汗をかいて、そこへ入って行って、その対策を考えてもらいたい。漁協と一緒に、漁業者と一緒に、そういう姿勢が全くといったら語弊がありますが、見えません。そういう姿勢を、そういう対策をしてくれるかどうか、町長の方からお聞きしたいが、対策、よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。

ずっとですね、議会の度にご指摘を受けております。耳が痛いほど分かっております。確かにそのとおりでございますが、土木のことに關しましてもですね、防災対策でどんどん予算が付いてきて、消化するのにやっとという現状がございます。なぜ、そういうふうになったのかといえ、それまでに仕事がなかったということもございます。それを維持していくのに従業員の方を減らすとか、いろんな経営努力をして、何とかつないできたというような実態があるわけですので、一気に3つも、4つも仕事を取れないというような現状がですね、現実にあるわけございまして、これは本町だけでは



なくて、室戸市におきまして、県下全体で、そのような状況にあるという流れの中で、入札不調ということにまで響いてきているという、現在の実態があります。そういった流れの中で、経済規模がですね、どんどん縮小して、商店でさえ維持することがなかなか困難な地域の実態があるということで、今回、若干の補助制度を作っただけですね、何とか維持していくという流れの中で、土木に関するそのような意見もありましたが、一応、土木はですね、丸々、公金を請負業としているという流れの中で、別枠の公金の支援策というのは今現在、なかなか難しいんじゃないかなという判断ですね、今回、対象外にしているというようなこともあります。今後、防災対策も含めて、いろんな公共事業の中で体力ができてくるというふうにも信じております。例えばですね、本日、国交省の高松整備局で計画段階評価になっております高規格道路がですね、対応方針の決定ということの会が開かれるということもお聞きしておりますので、そういったことが決定されましたら当然、公共事業も増えてくるわけですので、総合的にですね、防災対策も、高規格道路も、そういったことも含めて、町としても対応していかなければならないと、ピンポイントでやれるぐらいですね、財政状況が許せば一番いいんですが、なかなか厳しい部分もあります。今年はこれを重点的にやると、例えば、先ほどの商店の維持活性化策というようなこと、あるいは、その前は活性化プランということで、ちょっとずつ予算を計上させていただいておりますが、その中から自主的ですね、やる気のある方から支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)  
町長がそういう意気込みといいますか、そういう考えを持っておるといふのを聞いて安心はしております。ただ、1つはね、現実的に私の知っている方でも、何人もの方が今、東北も行ったたり。

議長 (今宮 裕明議長)  
田島さん、次の質問、移って下さい。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

そういうことで結局、地元の仕事がなくて、そういうところへ行っている現状があるわけです。そういう人を呼び戻すような施策を是非、早急に考えていただきたいと思います。

3つ目の質問に入ります。臨時職員を労務職員へ任用するよう求める件ということでございます。これは、前回の議会に引き続いて、しつこいようですが質問させていただきます。新聞等での知識ではですね、全日本の企業の多くの利益が全労働者の4割を占める非正規労働者の低賃金で、各種手当もなく、いつ解雇されるかも知れない劣悪で不安定な条件労働によって支えられていると、こう聞いております。国も、平成7年にはパート法を改正し、試験制度を作って、パートから正社員への転換を義務化しました。それはなかなか抜けておりますけれども、ざる法になっておりますけれども、正職員と同等をこなすパートには、賃金などの待遇面で正社員との差別をしてはいけないと、こう禁じております。東洋町でも全職員の3分の1以上が臨時職員として雇用され、正職員と変わらぬ仕事を多年にわたって勤めていると、こういう現状が続いております。本来なら、雇用の不公平を是正させ、指導する立場にある行政、町が、財源節減と称してですね、25人もの人を長期にわたり常態的に臨時雇用している。これは人権的にもですね、また、1年以上臨時雇用してはならないという法令や町雇用規定にも反した、大きな問題だと思っているんです。この際、法令を順守し、調理や衛生、正職員と変わらぬ事務的職務をこなす臨時職員を学校調理人同様、単純な労務職員として任用するよう求めたいが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから2つ目に、臨時職員雇用については1つの案としてですよ、法令及び町条例どおり、シーズンなどの短期作業やイベントなどの緊急時だけに絞って雇用し、年度、年度、継続して雇用する職員や正職員と同様の職務をこなす人については、年度は考えていただいたらいのですが、数年間を研修的な臨時雇用として、その後、試験を行い、成績優秀な人を労務職員として採用していくと、こういう転換を求めたいが、町長の考えをお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)  
お答えを致します。何度もご質問をいただいておりますので、また同じよ

うなお答えをさせていただきます。

臨時職員の賃金につきましてははですね、数年前に引き上げをしてから現在のところ、安芸郡下ではですね、トップをいっているということでございます。処遇のことも含めまして、また時給に直しますとですね、民間から批判を受けるのではないかなというふうに思われるほどの待遇となっております。労務職員への任用についてでございますけれども、近隣市町村から見ても、財政的側面からも、また国の行政指導上からもですね、現時点での町の状況も含めまして判断致しますと、なかなか実現は困難ではないかなというふうにお答えをせざるを得ないと思っております。それと、ご提言のシーズン期間に限ってとかですね、そういうようなことも含めて、当然、毎年、登録制にしてですね、空いている方に声を掛けて、そういうような対応もしてきておりますが、なかなかですね、この時期だけにとということになればですね、当然、雇用の安定ということからは、雇用の安定ということにならないわけですので、ずっと間に合わないというようなこともございます。そういった中で、人を探すということがなかなか困難な状況にもあるということでございます。それと、研修的な臨時雇用あるいは試験を行いというようなこともございますけれども、この辺はですね、毎年、一応、採用試験はしておりますし、そういった中でですね、人材を登用していきたいと考えておりますので、運みたいなものもあるわけですね、実際。4人、5人雇わなければならないような状況もありますし、今年は1名だけ、あるいはゼロの年もありますし、そういったいろんな状況の中で、人事管理をしていっておりますので、一概にですね、こういうような労務職員を、すぐ正規職員にするというような流れには、なかなか難しいかなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

分かりました。しかしながら、現実としてね、今、本当に仕事がなく、町外に出ているという方がたくさんおります。そして、運よくと言ったらいかん、実力だから、それは言われませんが、何人か若い方も今、臨時職員として、20代ぐらいかなあの方は、30はいいないと思うが。男の方が何人かしております。ごみ収集関係等もそうです。それから、浜の清掃関係もそうです。役場の職員さんも一緒ですが、そういう方ですね、本当に一家の柱と

して収入を、家族を守らなければならないという立場の方が臨時職員さんでおる場合にですよ、本当に厳しいんですよ。それから今、私の言った、そういう20代の若い方々が臨時職員でおって、そして、何年か経てば、正職員となって、労務職員となって、こうして下さるといふ、夢とか希望とかがあれば頑張りますが。今の状態でいけば、ずっとそのままということになればですよ、なかなか給料も上がらない、ボーナスもない、そして、結婚もしなければいけない、しかし、これでは生活はできない、もうよそへ行こうかと、こういうことになるんですよ。そういう今、旗をね、何とか地元に住っていただくための施策として、1つは、臨時職員さんを何年間の研修期間において、試験をして、優秀な方を採用していくと、25人全部とはいいません。しかし、そういうような形にするとか、あるいは、それに漏れるような方にはボーナスを支給する、あるいは手当を付ける、給料をもっと、もっと上げていく、生活できるぐらいの、やはり給料を上げていくということね、これはやはり、町長の考えている東洋町をよくしていく、そしてまた、人口を増やしていく、子供さんを大事にしていくというようなことから考えれば、ちょっとニュアンスが違うのではないかと、こう思います。今後はそういうことにもっと力を入れていただきたいが、どうでしょう、給料面でもボーナス、手当、それから、定期的な、よけやなくてもかまん、ベースアップ的なものを年々上げていくというような、そういう町独自の施策はできないか。考えがあればお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)  
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

毎年、予算の範囲の中です、見直しはしていただいておりますし、本庁の中の職員につきましては、3年目になるんですかね、一時、引き上げてから、1万2千円ぐらい一気に引き上げましたので、今、安芸郡下トップになっているという状況もあるわけですが、現業職に近い、今、ごみ収集をしている方につきましては、なかなかですね、休みもないというような状況もあるわけですので、そういった実態の中で、毎年、引き上げはしていただいているということですので、ご理解をいただきたいと思います。

(自席より、雇用の問題で細かいところまで質問しても構わないのかと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

はい、分かりました。なるべく特定しないような、個人が明らかに分かるというような質問まで深入りする必要があるのでしょうか。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

結局、その職種に対して勤めている方を採用してあげて下さいという主旨なんです。今いうように、調理人さんも入っている、この労務員に。しかしながら、条例を見よったら、事務員さん、調理人さん、それから、出てます。

議長

(今宮 裕明議長)

分かりました。今回はともかく、今ここで議論してもなかなかしまいつきませんので、このまま今日は続けさせていただきます。また、次の議会までには、そういう細部のところも決めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。質問を続けて下さい。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今後、東洋町としても労働者確保する、あるいは地元に残ってもらうという意味からですね、昇給や期末手当などの支給などを行い、結婚や育児など、将来に希望が持てる、そういうものに対して、やはり手を打っていただきたい、そういうことをお願いしておいて、4つ目の質問に移ります。

防災計画と対策についてお聞きしたいと思います。前回の議会で震災時、甲浦地区は小学校体育館を避難所とすると、こう答弁いただきました。しかし、調べてみますと、この甲浦小学校の浸水予測は、体育館が5メートル浸水するとなっております。これでは避難所として使えないという疑問を持っておりますが、担当者から答弁の修正、できれば修正、なければ説明を求めたいと思います。

また、防災計画では、野根中学校の海拔は7.6メートルになっております。土地の高さですね。そこに1メートル浸水するという予測が出ていますよ。しかし、そのすぐ西側の県道押野橋は海拔12.2メートルで、同じく1メートル浸水すると、こう言われています。ということは、13.2メートル、押野橋は浸水すると。そしてまた、中村の、名前を出してはいけませんが、この1番高いところに居られる方の家がですね、12メートルの浸水予測になっております。その家の高さは別として、要するに、あそこ辺りは、山際まで12メートル浸水する。中村と押野橋を接点にして線を引いたら、そのちょ

うど下に中学校が入るんですよ。それなのに、中学校は7.6メートルの高さに1メートル、8.6メートルしか浸水しない、こんなシミュレーションが出ているんですよ、県のあれでは。全くおかしい。こういうことについて、やはり県の方に言って、訂正させて下さいというお願いをしているんですが、担当課長さんから、それができるかどうかお聞きしたいと思います。

それから2つ目になります。東洋町全体では、これは予測でございますが、1千戸以上は浸水したり、流失すると想定しております。今の言われるとおりの県の、国が言っている波が来た場合ですね。その町防災計画には、住宅の確保とか、仮設住宅の設置などというものが対応として記載されております、防災計画では。しかし、各避難場所へ皆が助け合って逃げるとしますね、今現在、出ている避難場所へ。ところが、波が引いたあとには、自分の家がこのままではなくなっているんですよ。住む家も、何も全くの更地になっている。そういう状態の中で、今後、仮設住宅ができ、住むところができるまでの間、我々住民はどこで生活するのか、こういうことでございます。仮設住宅が設置されるまでの、被災住民2千人の避難生活の場をどこに確保するのか、これをね、まず考えなければいけない。防災計画には、この応急避難所の記載がありません。担当者あるいは町長の方から、これについて考えがあればお聞きしたいと思います。

3つ目の質問に入ります。1700世帯、現在、2800人の住民さんが居られると聞いておりますが、被災後、新規住宅を建てられる人が何人おられるか。被災してから、逃げて、戻ってきて家がない。その方達が、自分の家を自分の自力で建てるのが、何人の方ができるか。また、その期間というのは、東北でもいまだに、まだ4年経って、家を建てられない人、帰れない人がいっぱいいるんですよ。仮設住宅におる人が22万人、これが原発も含めてですが、それだけ家に帰れない人がおると、こういう状況でございます。多くは仮設住宅か、公営住宅を待つしかありませんけれども、4年経っても手付かずの被災地や仮設住宅に住む人の苦労の声を聞くと、明日は我が身として、津波の怖さと高台移転の必要性を感じます。朝の質問にも出ましたけれども、高台移転の必要性、これはもうね、我々は、ほんまにやられるのは分かっている東洋町としては、町を挙げて考えていかなければならない問題だと思います。その高台移転について、防災計画には、長期的に高台の開発の可能性は探っていくとのみ記述されておりますが、長期的とはいつを指すのか、長期的に高台移転を考えていかなければならないと。けれども、日に日に津波のXデーは近づいているんですが、もうそろそろ、東洋町としても高台移転についてテーブルに載せて、検討する段階で

はないのでしょうか。町長にそのことをお聞きしたいと思います。

それから4番目ですが、よく言われております、自助、自分が自ら逃げる、これは大事です。これで7割助かったと、こう聞いておりますが、これは大事です。それから、東北でもてんでんことって、それぞれが勝手に逃げると、こういうことを言われておりました。まず、自分が逃げることは分かります。しかし、過日の新聞にもその尊い命を守るためには、自分で逃げられない弱者を近所の人助け合うことが大事だとして、近助という、近くを助けるという、近助という言葉が出てきました。目が覚める思いがしました。私の考えと全く同じであって、自分たちが逃げる避難場所ごとに防災組織を編成し直して、今現在も、だれがどこへ逃げるか分からん状態で訓練しておりますけれども、それをきちんと避難場所ごとにグループを決めて、そのグループごとに責任者を置いて、日常、普段から互いに連携を取り合い、いざのときには助け合って逃げる、この近助の体制を作ろうと提案しているんです。ずっと提案してきました。ところが、町としてはそれは動けない、自主防災組織があるから、町は動けないという答弁をもらっておりますけれども、しかし、このグループができれば、そのグループの方々に避難方法や避難経路の点検、避難路の対応、改善すべき問題点などをそのグループごとに話し合っていて、自分達の避難場所の管理や整備は、自分達が協力して行っていくと、こういう自主防災組織の体制を作れば、東洋町の避難計画は大きく前進すると。今のままでは、いつまで経っても前へ進みません。是非、これをやっていただきたい。話し合いをしてもらいたい、各地区の区長さん、あるいは自主防災組織と。町として近助の体制づくりを防災組織と話し合い、防災計画に組み込む考えはないか、何度も拒否しておりますけれども、再度提案したい。

そして最後になりますが、自主防災組織という言葉が東洋町で言われております。しかしながら、最近の新聞等を見ると、よそでは、自主防災会という言葉がよく出てくるようになりました。組織という言葉がよいか悪いかは別にして、やはり呼びやすい、感じのええ名前として、この自主防災会に変更することはできないか、できるようだったら、そうしたらどうかという提案でございます。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補

(長崎 正仁総務課長補佐)

佐

田島議員のご質問にお答えを致します。

4つ、ご質問いただいておりますけれども、1つ、1つお答えをしていきたいと思っております。

まずですね、1番目ですけれども、平成24年に県が発表しました、発生頻度は極めて低いですが、現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの津波、レベル2クラスと言われます南海トラフ地震の津波新想定によりまして、津波浸水エリアが拡大したことや、津波高が上がったことを受けまして、まずは、発生時に命を守る対策としまして、津波などの切迫した災害の危険から一時的に逃れる、逃げられるための避難場所までの避難路や誘導灯、それから津波避難タワー、防災倉庫や防災資機材の整備に、地権者の方々をはじめまして、各地区のご協力によりまして、整備を進めてきたところですので。津波避難場所の整備につきましては、津波発生時にまず、命を守ることを最優先とすることから、このレベル2クラスを基本として、想定される津波浸水エリア以上に拡大をしまして、それから、予測される津波高以上を想定して想定外に対応できるよう、今後も整備を進めていきたいと考えております。一方、避難所生活を送るための避難所についてですけれども、地震津波から難を逃れたあと、助かった命をつなぐための対策としまして、来年度から取り組んでいくこととしております。避難所を整備する方法としましては、津波避難場所の整備の基本となるレベル2クラスではなく、平成16年に県が発表しました発生頻度の高い一定規模の地震津波、レベル1クラスの津波浸水予測を想定して準備を進めていきたいというふうに考えております。最悪の場合を想定したレベル2クラスを基本とした場合に、ご指摘のとおり、甲浦小学校はもちろん、避難所として指定する町内の公共施設はほとんど使用できないという想定になります。ただ、使えないというふうに断定をして、何も準備をしないではなくて、レベル1クラスの想定内であれば、甲浦小学校は使用できるということも想定をして、避難所の準備は進めていくことも必要かと考えております。また、それと同時に、レベル2クラスに対応するために、避難所として併用できる公共施設を浸水エリア外、あるいは津波高が比較的低いと予測される津波浸水エリアに建設することも視野に入れて、避難所確保に向けて対策をしていかななくてはならないということも考えております。津波の避難場所につきましては、想定外を想定して、避難所につきましては、想定内も含めた整備という方向で整備を図っていきたいというふうに考えております。

それから、高知県新想定 of 津波浸水予測図のデータが正確性に欠けているとのご指摘ですけれども、この想定の設定条件としまして、まず、海岸



堤防とか、河川堤防が機能しない状態で設定をしていることと、標高は、算出方法により、多少の誤差はありますが、津波の浸水深につきましては、表示されたとおりの津波高として取り扱っておりますので、ご理解いただきたいというふうをお願い致します。

続いて、2つ目の質問への回答でございます。町内での避難所確保についての考え方につきましては、先ほど質問で述べたとおりでございます。平成24年の津波新想定が発表されてからこれまでは、まず、命を守る対策ということで、津波避難路、それから津波避難タワーなどの津波避難空間の整備を優先して取り組んできたところであります。それと同時に、次のステップとなります、命をつなぐ対策の一環として災害時の拠点となる施設としまして、防災ヘリポート、防災備蓄倉庫、防災活動拠点施設の建設、更には防災センターの基本構想にも取り組んできたところでございます。更に、平成27年度からは先ほども述べましたが、命をつなぐ対策の一環として、レベル1クラスを想定した避難所の準備と同時に、レベル2クラスを想定した避難所の確保に取り組んでいかななくてはなりません。田島議員のですね、ご指摘のとおり、レベル2クラスを想定した場合、仮設住宅は町有地へ建設するとしても、それまでの避難者全員が避難生活を送るための避難所を確保するということが、現時点では困難な状況であります。平成27年度からは、県の方も命を守る対策から、命をつなぐ対策の支援へとシフトをしていくこととなっておりますけれども、その中で本町のように、避難者収容数が足りない市町村を対象に、安芸圏域内で広域避難所の検討にも着手することとなっております。その検討と同時に、本町内で避難所としての機能を有する施設の建設の検討もしていきたいというふう考えております。

続きまして、3つ目の答弁をさせていただきます。高台への集団移転につきましては、現行では、災害が発生した地域、現行でいえば東日本大震災ですとか、新潟中越地震で被害があった地域が対象となっております。それか、災害危険区域に指定されている地域というのが対象となっております。仮に町がですね、集団移転先となる高台を造成するにしましても、宅地造成、それから水道施設、それから町道整備など、その費用だけでも莫大な公的資金の投入が必要となってきます。何よりですね、高台へ移転するためには、近隣10軒以上まとまったエリアでの移転が必要となるのが条件というふうになっております。その10軒がですね、高台移転をして立ち退いたあとは、災害危険区域に指定するために、二度と住居が建てられなくなることで、それから、移転される方への支援としましては、住まわれている宅地の買い取りと、移転するための住居の取り壊しや引っ越しなどの費用とし

て、これは78万円を限度というふうに書ききっております。それから、高台へ移転するときの住宅を建てた住宅ローンの利子補給のみというふうになっております。それから、商店や工場の移転は認めないなどとなっていることから、移転される住民の方々におかれましても相当のですね、決断と費用負担が重くのし掛かるということになります。確かに、高台への集団移転は想定される自然災害から守るための有効な手段であり、必要性もあるかと思えます。しかし、高台への集団移転は、地震津波災害といった防災の視点で見た安全性からの発想で、この町の産業や暮らし、文化、歴史、地域コミュニティといった、日常生活の視点で見た利便性が考慮されていないこと、何より、町にとっても、住民の方にとりましても大きな費用負担が掛かるというところに現実性が見えてこないのが、現行制度の現状と思えます。高台への集団移転に関して否定はできませんけれども、この制度が見直しされることを含めまして、現時点で議論するには少々、ハードルが高いのではないかと考えること、また、高台への集団移転への議論が始まったとしても、移転先の選定から造成工事完成までに時間を要することから、長期的な防災対策というふうを考えております。

続きまして、4つ目の質問への答弁をさせていただきます。自主防災組織の組織体制についてのご提案ですけれども、まずは、防災活動に参加してもらおうということが大事ではないかと考えております。毎年、年1回の津波避難訓練をしているんですけれども、それ以外にも、各自主防災組織単位での防災活動に取り組んでいただきまして、南海トラフ地震などの自然災害への備えとしまして、地域の防災活動へとつなげていただきたいと考えております。例えば、南海トラフ地震を想定しまして、定期的な津波避難路、避難場所の点検や管理、防災資機材の点検、水や毛布や衣類などの備蓄、津波避難路、避難場所への簡易な夜間照明の設置、夜間の避難訓練、避難路入口へ杖やリヤカーの設置などに取り組んでいる自主防災組織がありまして、その組織の防災活動が他の地域へも波及しております。このような防災活動の事例を参考に、各地区の自主防災組織が主体となりまして、取り決めたことを地域防災活動の一環として実践していくというのが基本でもありますし、理想的でもあると考えております。こういった活動がですね、ご提案のいざのときの近助の体制に結びつくのではないかとというふうを考えております。各地区におきまして、避難場所ごとに自主防災組織を再編することや、地域防災活動、体制づくりなどにつきまして、必要であれば、防災担当の私他、県からのアドバイザー派遣制度も活用しながら、ともに活動できればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

最後に、自主防災組織の名称変更をとのことですけれども、自主防災組織は行政用語でありますので、防災活動をするグループとして分かる名称であれば、ご提案の〇〇地区自主防災会とか、〇〇地区防災会などへの名称へ変更しても構いませんけれども、各地区で協議していただければというふうに思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今までどおりの答弁をいただきました。飛び飛びになりますが、再問させていただきたいと思います。

まず、4番目の質問に関して再問しますが、全くこちらの言っている主旨と噛み合っていないんですよね。私が言っているのは、自主防災組織それぞれが防災活動に出て、その中で防災意識を高めていく、あるいは活動をフォローしていくと、こう言われましたが、現に今やっている、どこの地区かは知りませんが、私達、甲浦東にとりましたら、溝渕石油のところへ皆がだらだらと集まっているんですよ、各地区、各防災組織の者が固まってですね。こういう避難訓練をいくらやっても無駄だと、だから、私達は逃げる場所によって決めていきましょうと、そして、逃げる場所によってグループを決めたら、その方がグループ、10人のところもある、20人のところもある。ところが、そのグループごとが普段からの近所付き合いの中で、あそこに年寄りの方が居る、足の悪い方が居る、全部、把握できるんですよ。そして、いざというときには、その方達が普段の打ち合わせのとおり助け合って上がっていく、逃げると、そして、また、避難場所を自分達の避難場所として、通路として、自分達が管理をしていくと、修理したりね。その中で問題点が起こったら、そのグループで、町なり、区なりへ要請していくと。こういう体制を作りましょうと、こう言っているんです。だから、今までどおりの訓練をやっているという中で、勉強というようなことではなくてね、それをお願いしているんですよ、そういうふうにしましょうと。そうしなければね、せっかくできた自主防災組織の活動が駄目、無駄になってしまう。

それから、先の方に戻りますが、今後、避難所については考えていくという答弁がありました。しかしながら、普通、避難場所としたら、東北にしても、よそにしても、何かあったときは、公民館とか、学校、集会所、あるいはどういいますか、そういう公共的な施設は、まず第1に指定されます。そこへ逃

げます。そこで、一時的に生活するなりするんですが、東洋町に15メートルの波が来たときに、そういう避難所になる公共施設はありますか。それを言ってるんですよ。だから、まず、ここから掛からなければいけないと、防災の計画の中にね。この間、同じ質問したときに、甲浦小学校は避難場所として指定されていると、こう言ったから、そしたら、L2では対応できるが、L1では対応できないと。そしたらどうするか。しかし、我々はL2の想定なんかしてませんよ。L1の高い想定をして、どうしようかという計画を練っているんですから。だから、甲浦小学校の体育館がL2ではもっても、L1ではもたんとするようなことであればね、反対やね、ごめんなさい、よう言うてくれた。そういうことであつたら全然、意味がなさん。そういうことを踏まえてね、これはね、もうちょっとやっぱり、危機管理課の担当者であります課長補佐が全東洋町の責任を担うという覚悟でね、県とも交渉し、これは自分なりに考えたことを町長に訴えね、そして、まず、各地区を回ってね、一々全部、避難所も回って、問題点を把握して、そして、こうしましょう、ああしましょうということを皆に訴えて下さいよ。そうしなければね、なかなか、これは、自主防災組織に全部、丸投げしてもなかなか、それは前へ進まない。そう思います。今後、本年度もそういう計画を立ち上げていくと、こう言われましたが、どのような計画を立ち上げるのか、町としての考えをお聞きしたい、その避難所のね。27年度にこれから用意すると、こう言われましたから、お聞きしますが、どういう用意をするのか、考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

それから、どういいますか、高台移転についてもそうなんですよ。確かに、それは難しい問題があります。先に縷々並べられました。これは、水道の問題、それから高さの問題、お金の問題、それから、伝統やら文化的ものの何、商業者が上がってこれないとか、ハードルが高いことを言われました、分かってるんですよ、そういうことは。分かった上でやろうと言っている。だから、今すぐ、工事に掛かれとは言っていません。高規格道にしたって、掛かるいうてから何年も掛かるでしょ。そういうようなもので、まず、テーブルへ載せましょうと。テーブルにこの高台移転について、防災について、避難についてテーブルに載せて、その中で住民さんと一緒になって協議して、問題点があれば止めたらいいいんです。どこやろみたい。そういうまず、第1段階から入っていきませんかという提案です。担当課長の権限で言えなければ、町長からお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐（長崎 正仁総務課長補佐）

佐

田島議員の再問にお答えを致します。3つほど再問いただきました。

各地区の防災体制の件ですけれども、具体的にですね、田島議員の住まわれている甲浦東が具体例として出てきたわけですけれども、甲浦東地区でそういった取組をするのであればですね、まず、訓練の方法はいろいろありますので、訓練の方法を考えてですね、こういった訓練を実際にやってみましょうと。やる中で、そういった防災、甲浦東でしたら、東の防災体制づくりへと反映をさせていったらいいのではないかなというふうに考えております。他の地区でもそういった防災訓練、防災活動をする中で、いろいろな課題点の克服とかをしてきておりますので、そのような取組で是非、進めていけたらと思いますので、ご協力のほどお願いしたいと思います。

それから2つ目、避難所についてのご質問ですけれども、現在ですね、そのレベル2という、いわゆる最大クラスの津波が来た場合、本町で使える避難所は9箇所しかありません、9箇所。自分が申し上げていたのは、最大の場合は今、9つしか使えないというけれども、想定内の津波であれば、甲浦小学校はじめ使える避難所があるやないかと。レベル2に囚われてですね、この避難所はもう使えないというふうに断定をしてしまうと、そしたら、何も準備しない、でも、いざ来たら、想定内であった。使えるのに何も準備していないから使えないというふうにならないようにですね、レベル1、レベル2、両方を想定して整備をこれから、（議席より、レベル1やら、レベル2を誰が地震が起こったときに決めるんですか、誰がぱっと決めるんですか。今回、レベル1やからここへ逃げてくれ、レベル2やからここへ逃げてくれと言うんですかと発言あり。）

議長

（今宮 裕明議長）

自席からの発言は。（議席より、了解と発言あり。）

総務課長補佐（長崎 正仁総務課長補佐）

佐

それは、来てからの結果というふうになりますけれども、そういった中での取組と、先ほども答弁しましたけれども、県の方もですね、命をつなぐ対策への支援ということで、来年度、本町のように、答弁が重複しますけれども、広域避難所についての検討にも入っていくというふうになっております。

それと最後ですね、高台移転への再問がありましたけれども、具体的にですね、議論する場を構えたらどうかというところですが、地区懇談会

の中とかですね、そういった住民の方からですね、そういった高台移転についての勉強をしたいというふうな声がありましたら、そういったふうにもしていった方がいいと思うんですけども、具体例を先ほど申し上げましたけれども、10戸以上の移転元がなければ、高台移転への事業というのはできないというふうになっておりますので、具体的にですね、そういった10戸以上まとまった地域の方のご意見が、ご要望が出てきたときにテーブルに挙げて議論を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

もう、お互い5分ぐらいしかないですよ、時間は。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

基本的にですね、担当の方からの説明があったとおりでございます。さまざまなケースに、段階的にですね、検討していかないかということでございます。避難タワーも含めましてですね、一時避難場所からの安全な場所への移動、空からですね、海からという支援を広域的に対処していくというようなことも考えているところでございます。そのためにヘリポート用地を購入してですね、ヘリポートを先に建設を致したわけでございます。この活用策についてもですね、今後、防災拠点として仮設住宅等の整備も検討していかねばならないというふうにも思っております。現時点での用地の確保は、ここしか高台ではないわけでございます。その活用策と整備を平行して取り組んでいくと、広域的な支援策も、県や近隣市町村とも連携して、検討しているところでございます。

それとですね、一番期待しております防災対策上に位置づけております高規格道路への取組でございますけれども、本日、計画段階評価への対応方針が決定されるということになっております。この対応方針案にもですね、南海トラフ地震に備えた信頼性の高いネットワークの確保、代替路の確保、防災拠点施設や避難路との連携ということが謳われております。といいますのは、東洋町には防災拠点施設というのが、ヘリポート用地が議論されているということでございます。そういった流れの中で、当然、インターチェンジにつきましてもですね、具体的に甲浦地区に1箇所、野根地区に1箇所ということで、東洋町に2箇所のインターチェンジを建設すると、というのは、広い道路と円滑に連絡ができることに配慮した配置案とするということは、この対応方針案の中にも示されております。地域の防災拠点施設と連携を取っていくということでございます。詳細なルート、構造の検討に

当たつてのですね、整備期間を短縮する、コストの縮減に配慮する、また、地域防災公園などの防災拠点施設との連絡方法、防災や観光の拠点となる休憩施設の整備について今後、県及び町と連携して検討を行うということになっておりますので、この高規格道路の事業化決定がですね、間近に迫っているということでございますので、東洋町としてもですね、避難場所あるいは拠点施設との連携についてですね、更に要望していきたいというふうに考えておりますので、(議席より、よく分かりましたと発言あり。)一生懸命、頑張ります。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、残り時間5分33秒です。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

分かりました。5番目の質問をさせていただきます。

野部の山、あそこのトンネル、上がっていく左側の山です。あの山に、白浜海水浴場及び太平洋を望む展望台設置を、建設を提案したいという質問でございます。

白浜小浜の農業販売所向かいの山の頂上を開いて、展望台の開設を求めたい。県有地であり、公園法、保安林などの規定はありますが、県環境保全課によりますと、手続きを踏めばできると回答を得ております。展望台登り口は以前、住民さんがポンカンを売っていた国道エプロンから車で登るか、あるいは階段による最短距離を取るか、場所も含めて検討すればよいと思っております。県東部の玄関口として、また、観光のためにも街並みやあるいは海水浴場を鳥かんできる展望台は、東洋町にも是非、1箇所必要な施設と考えております。県や国の補助金を受け、観光振興協会などとタイアップした町事業として是非、取り組んでいただきたいが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

高台移転も含めてですね、防災対策の議論が先ほどまでしておった中でですね、ご提言の展望台ということでございますが、そのような施策にも取り組んでいきたいという気持ちはあるわけでございますが、展望台だけとい

うようなことではなくてですね、観光面から他の施設との整備も一緒にできればいいかなというふうには考えてはおります。検討していかないかというふうに思っておりますが、先ほどから議論されておりますように、今現在の状況はですね、何と申し上げても、優先度ということから考えますとですね、先ほどの質問にもありますように、防災対策強化という時期でございます。避難タワーもまだ必要とされております。財政的に展望台と避難タワーとどっちを優先するのかと聞かれれば、当然にですね、避難タワーを優先しなければならないという情勢と時期があるということでございます。防災対策もですね、当然、補助金枠の中でやっているわけございまして、当然、財政規律との関係もあるわけでございます。今後、老朽施設も、再建にも優先度合い中で、順番に対処していかなければならないということでございますので、単年度にですね、一気に全ての事業や要望に対応するだけの、なかなか余裕がないということのご理解をしていただきたいなというふうに思っております。1つ、1つでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)  
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
こういう問題は、1カ月、2カ月、人命に関わる問題ではありません。そういうことからいえば、優先順位からいえば、町長、そのとおりです。これはしかし、大事な施設だと思ひますので是非、心に留めて置いていただいて、何らかの形で、また検討していただきたいと思ひます。  
そう、お願ひしておいて6番目の質問に入ります。これは一応、時間の限りさせてもらひますので、答弁の方もよろしくお願ひします。

議長

(今宮 裕明議長)  
答弁の方も時間ありませんよ。

7番議員

(田島 毅三夫議員)  
6番目、町の喫緊課題についてお聞きたいと、こういうことで6項目並べてあります。  
公共施設の高台移転について、これは、もう今、私が言ひましたので、けど、具体的に書いてあるから、これは1つ提案しておきます。メガソーラー



で南山は使えません、今の状態ではね。津波に流失する斎場を被害のないポンカン山出入り口の町有地に移転し、消防屯所を救急と併せて、生見トンネル入口の民有地を売っていただいて、移転したらどうかということです。

2つ目に、震災時の救援、復興拠点となる町庁舎は2階まで浸水しますが、屋上は使えます。計画中の防災センターを屋上に設置し、通信機器やデータを保護して、災害対策本部としての指揮の執れるように提案するが、どうでしょうかということです。

それから3つ目に、緊急避難所としての公民館や学校、各地区集会所などを利用するためにも、高台移転の検討に入ろうと提案しますが、どうでしょうか。また、医療施設や建築機材高台移動なども、関係者と話し合う考えはありませんでしょうかという質問です。

2つ目に、職員勤勉手当の支給条例の改正についてお聞きします。町職員勤勉手当は、26年度は57人の職員が全て良好と評価され、約2220万円が支給されました。これは査定とはまやかしとは、ちょっと、これは変更します。町民血税の慣例的なお手盛りや支給であり、住民困窮の中での財源の無駄遣いだと、こう思っております。議員として許せません。勤勉手当を人命救助や行政システムの改善など、優れた献策や住民サービスなど、特に優秀な職員に絞って支給するよう条例改正を求めたいが、どうでしょうかということです。それによって浮いた財源は、国保税や介護費用の助成に回そうではありませんか。

3つ目です。農業委員会へ町農業の策定策の策定の諮問を是非、やっていただきたい。国の農協及び農業改革を受けて、町農業再建、振興策の策定を農業委員会に諮問するよう、しつこく求めますが、いかがでしょうか。

東洋町林業再生、振興策の提言として、寂れた町林業振興と自然環境の整備のためにも、県の高知県豊かな環境づくり総合支援事業や森林整備地域活動支援などの補助金を取り入れ、民間山林の所有者名簿と地図を作成し、緊急間伐や森林環境保全整備などの補助金による間伐や林道開設など、森林環境整備を行おうではありませんかという提案です。

それから、野根奥地区の産品出荷支援を求める件。県の中山間地域集出荷支援事業補助金を活用して、野根奥地区住民の海の駅への集出荷を行い、介護予防や耕作放棄地再生、生きがいや副収入につなげようではありませんか。また、商工会の連携事業の宅配事業にも、このシステムを活用して宅配したらどうかという提案です。

6つ目になります。新聞学習NIE、これは私、勝手にニエと言いましたが、注意されました。除けておきます。NIE活動について、来年6月の参議院選

挙から18歳から選挙権が決まりそうであります。18歳といえば高校生3年生、東洋町には高校がないので教育はできませんが、中学校ぐらいから、北方四島や尖閣、竹島などの領土問題、イスラム国や安全保障問題、TPPなどを含めた政治、経済、教育、文化などの問題や課題を公平公正な視点から判断し、投票できるように、新聞記事によるNIEの学習を求めたいが、教育長の考えを聞きたいという質問でございます。時間の許す限り。

議長

(今宮 裕明議長)

時間が来ました。答弁は簡明に願います。例外は認めるわけにはいきません。17秒あります。(議席より、これは、前に申し合わせのときに議員が質問して、それに対する答弁時間は入れると発言あり。)分かりました。答弁、誰かやりますか。

何もかも例外を全て認めるというわけにはいきませんので、1人やったら、1人で決めて下さい。ルールはルールとしてちゃんと守っていただかないと、こちらの運営が困ります。(議席より、私は議員として通告を出して、時間の割り振りもちゃんとしてやっているんですよ。それやから、答弁の時間がないとして、割り振りを決めたらいいじゃないかと発言あり。)、だから、さっき答弁はもう5分しかないですよと、あらかじめ言ったじゃない。(議席より、もう1問ありますから、止めて下さいというようにね、今回、1人1問づつ、簡潔に答弁して下さいと発言あり。)町長、あなた1人でやってくれませんか。1人、1人やったら時間がだいぶオーバーしてしまう。光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

それでは、田島議員の質問にお答えします。

6の1の②の防災センターの庁舎屋上に設置をして、通信機器やデータの保護をして、防災対策本部をという提案の件でございますけれども、ご指摘のとおり、庁舎は、津波によりまして2階まで浸水すると予測をされております。屋上までは津波は来ませんが、既存の庁舎を増設して3階建にすることは、強度や構造上の問題で困難と思われれます。現在、防災センターにつきましては検討をしているところであります。また、通信機器の件ですが、通信機器の設置場所につきましても検討をしていきます。それと、データの方につきましては、本年度に社会保障・税番号制度システムを導入を機に、総合住民情報システムを導入しまして、データのバックアップを庁舎外の場所で管理するようにしております。これによりまして、もし庁舎が津波により被害を受けましても、データの方は保たれると考えております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

私の方から、田島議員の一般質問に答えさせていただきます。

6番目の新聞学習活動についてということでございます。小学校の現状では、児童の言語活動に取り入れており、高知新聞のこども高知新聞、きんこん土佐弁等をよく活用しております。中学校でも小学校と同様に、言語活動に取り上げております。また現在、起こっている社会情勢の記事を取り上げ、授業に活用しております。新聞学習につきましては、各学校においていろんな教科に活用されておりますので、現状のままでよいと考えております。また、県教育委員会より指導等がありましたら、各学校長と協議し、検討して考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

ここで休憩をします。15分間休憩します。再開は3時05分をお願いします。

(休憩時間: 14時48分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間: 15時05分)

田島毅三夫君の質問が終わりました。

続いて、福島登君の質問を許します。

件名は、災害時に必要な資材や水・食料等の備蓄について、他4件であります。答弁者は、町長、副町長、課長、課長補佐となっております。福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登議員)

すみません。質問の前に少しよろしいですか。本件に入る前に、一般質問の通告がない発言を議長の方からご指導いただいて、私、理解して下ろしております。質問時間、答弁時間についても厳粛に守っていただきますよう、よろしくお願い致します。

質問に移ります。私からは、防災関係の質問2件と、福祉関係の質問2件、その他1件ということで通告を致しております。できるだけ簡潔にしたいと思っておりますので、皆様のご協力、よろしくお願い致します。早速、質問に移ります。

質問1の件、災害時に必要な資材や水、食料等の備蓄についてでございます。1つ目に、豪雨災害や地震津波災害等の災害に備えた備蓄については、各地区の自主防災組織、いわゆる住民が自主的にその地域の一時避難所に個々に備える水や毛布などの備蓄品と、町が防災倉庫や防災拠点施設に町として備えるべき資材や水、食料等の備蓄品があると考えが、現在の備蓄状況と今後の増備等、執行部のお考えをお聞きします。

関連して2つ目に、自主防災組織の活動については、地区ごとによりかなり温度差があると思っております。自主的な活動といっても、その温度差のために備蓄など、防災上の地区格差が生まれているのも事実だと思っております。町としての活性化策等の考えをお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員のご質問にお答えを致します。2つご質問いただいております。

まず1つ目ですけれども、各自主防災組織の備蓄についてですけれども、各地区の津波避難場所へ防災倉庫を整備しておりますけれども、この倉庫を活用して、衣類や毛布、それから水や食料の備蓄について取組をお願いしたいと思っております。防災活動が活発な地区では、既に実施しておりますけれども、特に真冬の夜間に南海トラフ地震が発生したことを想定しまして、着の身着のまま避難できますように、倉庫を第2の自分の家として備蓄を確保していただきたく、取組をお願いしたいと思っております。津波の避難場所は、命を守ることを第1の目的としておりまして、その場で避難生活を送るための場所ではありませんので、津波が引くまでの1日間程度の備えで構いませんので、各家庭や各地区でそれぞれが持ち合い、備蓄の備えをお願いしたいと思っております。

次に、町として備える資材や水、食料につきましては、先ほど田島議員のご質問で答弁しましたように、津波避難路、避難タワーなどの命を守る対策と同時に、次のステップとなる命をつなぐ対策の一環としまして、食料、水、資機材を安心して備蓄できる施設が完成しましたので、来年度から少しず

つではありますが、非常事態に備えた備蓄を進めていきたいというふうに考えております。来年度以降、国土交通省の交付金事業を活用しまして、簡易トイレ、それから避難所の間仕切り、発電機、蓄電器、かまど、毛布など、防災拠点施設や避難所に必要な資機材を購入していくこととしております。水、食料、備品類につきましては、まず、レベル1クラスの想定避難者数、1800人ですけれども、それ掛ける3日分を最低限の目標値としまして、乳幼児から高齢者に配慮した食料や、女性に配慮した備品類の備蓄をしていきたいというふうに考えておりますけれども、これらの整備には、国や県の支援がありませんので、自治体独自で財源を確保して購入しなくてはなりません。今後、財政状況を勘案致しまして、対応していきたいというふうに考えております。

平成27年3月時点の備蓄状況としましては、食料はありませんけれども、2リットルの水が1800本と、毛布146枚程度であります。水につきましては、甲浦の株式会社三谷組事務所敷地内の防災倉庫へ600本、甲浦小学校へ150本、生見の備蓄倉庫へ900本、野根地区防災活動拠点施設へ150本、野根小学校へ150本と分散備蓄をしております。毛布は生見の備蓄倉庫へ保管をしております。この他、平成17年度に四国コカ・コーラボトリング株式会社との救援物資の応援協定を締結している中で、町内16箇所に設置している、災害時救援対応機と表示をされている自動販売機で最大126リットル、500ミリのペットボトルにしますと252本分の飲料水を使用できるようになっております。

次に、資機材としましては、甲浦の株式会社三谷組事務所敷地内の防災倉庫へ真水製造器1機を保有しております、これは1分間で4リットルの浄化能力を有する機械であります。1日1人3リットル必要として、1280人分の水を確保することができます。今後も、備蓄状況を改善しまして、分散備蓄に努めるよう取り組んで参りたいと考えております。

2つ目の質問について答弁します。ご指摘のように、各自主防災組織間のですね、自主的な防災活動につきましては、確かに温度差あります。先ほど、田島議員の答弁の中で活動事例を紹介しましたように、自主的な防災活動を繰り広げている先進的な取組が他の組織へ波及していくことを紹介させていただきましたが、波及する背景に、防災活動に対して理解を示す中心的人物の存在が確実に現れております。そのような方が各自主防災組織の中にいることで、地域の防災活動が活性化の方向へ進んでいくことも事実であります。昨年は、地域の防災力の向上を目指して、3名の方が防災士認定資格試験に合格をしまして、ご自身の地域はもちろんで

すけれども、他の地域でも、地域防災活動について助言していただいております。町としましては、各自主防災組織の中で、このままではいかん、自分が地域の防災活動を盛り上げていきたいという、リーダー的存在の掘り起こし、それから、その方の育成に向けての支援に努めていくことも自主防災活動への活性策と考えております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)  
福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
再問ですが、現在、既にあります一時避難場所についてもですね、自主防災が備蓄を設置したいと思っておるところも、まだ物置、倉庫等が設置されてないところもございます。今後、一時避難場所の整備を図っていただく際には是非、その避難場所に物置、倉庫等を設置していただいて、住民の自主的な備蓄を進めるような取組をお願いしたいと思っておりますが、執行部のお考えをお聞き致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)  
再問にお答えを致します。

先ほど答弁をしましたように、各地区の津波避難場所への備蓄するための防災倉庫の設置というのは必要不可欠だというふうに、認識はしております。ご要望があればですね、設置というのをしていきたいと考えておりますけれども、まずは地権者のご協力がなくてはできないということ、それから、県の補助金を活用するに当たっての条件がありまして、避難場所へ各地区が防災倉庫を2つ以上設置する場ですけれども、1つ目の設置から3年間の期間を空けることと、それから、自主的な防災活動の取組実績というのが条件となってきますので、2つ目の倉庫の設置を要望される地区で、自主的な防災活動がなされていない場合、これを機に取り組んでもらえるよう、支援をしていきたいと考えております。いずれにしましても、ご要望に沿えるよう対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

先日、監査委員の定期監査の際に、昨年10月に落成した野根防災活動拠点施設の現地確認を行いました。その際にも防災拠点の機材や備蓄品等の充実についてお願いも致しました。また、住民懇談会の際には、各地区で防災関係の話も活発に行われたとお聞き致しております。今後も防災や減災を計画的に進めていただくようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

次に、2つ目の質問です。その前に、本文の今年1月を昨年11月に訂正をよろしくお願い致します。

2つ目の質問、家具転倒防止等対策事業についてでございます。昨年12月の議会で質問したこの事業について、平成27年度予算で金具購入、取付費の2分の1を補助し、金具購入、取付費ともに上限1万円としているようですが、その事業の詳細と地震災害発生時の避難を迅速に行うための重要な対策として取り組む以上、前もって事業推進策を検討しておく必要があると思います。このことについて、執行部のお考えをお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員の質問にお答えを致します。

平成27年度から新規事業と致しまして、南海トラフ地震等の発生における家具の転倒等による被害を軽減するために、各自宅の家具の転倒等を防止する対策としまして、全世帯を対象に、家具や家電の固定作業に掛かる取付作業費、それから器具の購入費について現在のところ、取付作業費、それから器具の購入費ともに1万円を上限とした補助事業を計画しております。家具などの固定に係る器具につきましては、家具と壁を固定する金具に限定せずに、家具と天井を固定する突っ張り棒ですとか、家具の下に設置するストッパー、それからテレビの底に貼り付けられるマット、それからガラスの破損を防止します飛散防止フィルムなど、固定や損壊に係る様々なアイテムに柔軟に対応できるようにしておりますので是非、ご活用していただきたいと思っております。

それから、取付作業ができる大工やホームセンターなどの店舗以外、個

人が実施する場合がありますので、器具の取付の質を確保するための講習会も計画しております。是非、受講していただきたいと思います。それから、補助金を受ける際には、家具固定の取付前と取付後の写真、それから領収書が必要となりますので、その点にご留意いただけたらと思います。この事業につきましては、県の補助金事業を活用する関係で、6月からスタートしていきたいと考えております。事業内容の周知につきましては、今年1月から2月の地区懇談会でも紹介をさせていただきましたけれども、6月広報で改めてご紹介をさせていただきたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

再問ですが、3月12日の高知新聞で黒潮町において、補助額引き上げと個別訪問による制度周知に努めた結果、対前年度予定も含めて、1.2倍を超える耐震診断が行われたとございました。我が町においても、耐震診断と家具転倒防止等の対策の制度を個別訪問等により周知するお考えがないかどうかお聞きを致します。

また、現在の耐震診断、耐震補強の補助制度の説明と、今後、補助額引き上げのお考えがないかどうかお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員の再問にお答えを致します。

個別訪問、それから耐震改修助成の内容、それから補助金の見直しの3点の質問をいただいたんですけども、来年度ですね、住宅の耐震化が進まないということから、県より、まずは耐震診断についての個別訪問について要請がきております。その個別訪問についても、県の方が支援を実施することですけども、まだ具体的な支援内容が示されていない状況であります。町としましても黒潮町のようにですね、専門員を雇用して実施していくのか、また、北川村のように、職員が戸別訪問して実施していくのか、まだ決めておりませんが、県からの具体的な支援策を待って検討していきたいというふうに考えております。いずれにつきましても、家屋の耐



震化、それと、家具転倒防止策につきましてはセットで進めていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目の耐震改修の補助金制度のことについてということですが、これも、昭和56年5月以前に建築された住宅を対象にしております。まず、耐震診断から始まりまして、これは個人負担で3千円要りますけれども、受けられます。

次に、耐震診断実施後に改修が必要となった場合には、改修設計費としまして上限20万円の補助が下ります。それと、耐震改修工事に入った場合は、上限90万円までの補助金があります。改修設計費と工事費合わせて110万円の補助金がありますので是非、ご活用をしていただけたらと思います。

それからあと、ブロック塀の撤去、あるいは安全な塀への改修につきましても20万円が上限ですが、補助金がありますので、こちらの方も併せて活用いただけたらと思います。ちなみにですね、耐震改修に伴う平均的な費用としまして、設計費に30万、工事費で176万円合わせて206万円が平均的な費用というように言われております。その206万円からですね、110万円を引きますと、自己負担は96万円というふうになりまして、行政側の方が半分以上、費用を負担しているということになります。ですので、これ以上の補助金のかさ上げということにつきましては今後、国、県への支援拡大の要望を行うなどしてですね、財政支援の拡大等を要望して対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

是非、個別訪問を前向きに検討していただいて、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問と致しまして、障害者総合支援法についてでございます。昨年3月議会で質問したこの件について、法の施行により、平成27年3月末までに障害を持たれている方のサービス等利用計画書案を策定しなければ、現在までに利用できたサービスや新たに利用したいサービスを受けることができなくなる可能性がございました。このサービス利用計画書策定の進捗状況についてお伺い致します。

2つ目に、サービス等利用計画書案策定以降ですが、認定の調査、障害

支援区分の認定、支給決定、受給者証の交付など、必要なサービスを受けることができるまで、様々な手続きがございます。そのことも踏まえ、障害者の日常生活や社会生活に対する支援が滞ることがないような支援体制づくりができていないかどうかお聞きを致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、福島議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、サービス利用計画書作成の進捗状況というご質問でございますけれども、昨年、当初段階で、26年度中にサービス利用計画書を策定しなければならなかった方についてはですね、30名ということでスタートしたわけですが、その後、直近では、本日までにですね、死亡が1名、転出1名、新規でされた方が3名ということで、最終的に31名の対応をしております。このうちですね、31名のうち、現在、策定済が26名、策定中の方が、東洋町の相談支援事業所で2名、外部の事業所が取り組んでいただいているのが3名ということで、最終的にサービスを受けられなくなるという方はいないという見込みは立っております。

次にですね、その後の支援体制というご質問でございますけれども、当初、町が独自で設立をして以降ですね、相談事業所としましては、日和佐のおおぞら、それと、室戸に去年できました、しえんの舎という相談事業所がございます。そちらの方でもお願いを致しまして、町の分と合わせて3箇所の相談事業所が今、町内で稼働できておる状態です。なお、日和佐のおおぞらさんについてはですね、月に一度、一般相談ではありますけれども、出張相談ということで相談事業を行っていただいております。それと、多分、一番重要な問題になってくると思うんですけど、継続の方は以後どうするかということだと思えます。その方についてはですね、町の方では一覧表、それぞれ有効期限が決められておるわけですが、1年から3年の範囲で。一覧表にしまして、有効期限が切れる2カ月から3カ月ぐらい前に、まず、町の方が本人さんにサービス等利用計画書の提出を依頼するわけですが、それと並行しまして、障害支援区分の認定調査であるとか、医師の意見書についての依頼を致しまして、できるだけ短い期間といいましても、やはり2カ月近くは掛かると思いますが、変更があれば間に合うような形で対応しておりますし、一覧表を作っておると言いましたけれども、そ

れも複数の職員、担当職員あるいは保健師でありますとか、複数の職員がその一覧表を共同で所持しておりますので、それぞれ見逃すことがないように体制を整えております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)  
心配されたこの件について、関係者のご努力により完了予定とお聞きを致しました。次の質問に移りたいと思います。  
質問4として、子ども子育て支援策についてでございます。昨年6月議会で質問したこの件について、検討委員会等の開催やアンケート等の実施により、子ども子育て世帯の要望も聞き、新たな支援策を検討するということでありました。平成27年度に実施する支援策について、その詳細をお伺いします。

議長 (今宮 裕明議長)  
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)  
それでは、子ども子育て関係についてお答えしたいと思います。  
支援会議の方は、昨年1年間で3回、開催しまして、27年度に実施する計画案の策定を致したところです。その概略について説明をさせていただきます。現在、やっているのも含めて、27年度に実施する事業ですけれども、まず、保育園の時間外保育、通常、延長保育と言われるものを実施をしていきます。次に、地域子育て支援拠点事業としまして、月に1回程度、保育園を開放して、通園していない子供とお母さん方を対象に、通園児とその保護者の交流を行っております。それと、次に一時預かり事業ということで、里帰り出産などの際にですね、その出産される方の子供さんを保育園で預かるという事業を行っております。それと、直接のあれではないですが、妊婦一般健康診査ということで、妊娠中に実施する検診も行って、その助成もしております。

次にやっているのが、新生児の家庭を保健師などが訪問する新生児訪問ということを行っております。それと、27年度にですね、小学生の保護者を対象に、放課後児童クラブ、仮称ですけれども、に関するアンケート調査

を行って、同クラブの設置を含める検討をするようにということになっております。それとあと、27年度からはですね、保育料の無償化を実施する計画を立てております。これまで第2子が2分の1、第3子無償であったものを、全てに対して無償化するという事業です。それと、出産支援の助成ということで、直接、子ども子育てではありませんけれども、出産する産院が遠方の場合にですね、出産に伴う宿泊費の助成を開始致します。また次は、直接、住民課ではなく、教育委員会の方になりますけれども、午前中も教育長が答弁しておりましたが、東洋町子ども子育て世帯入学支援金ということで、小中高、大学等ですけれども、入学時に10万円でありますとか、20万円を支援するという事業、それと、これも教育委員会の方ですけれども、学校給食費の助成としてですね、従来は3分の2であった助成額を、4月から80パーセントに引き上げるという事業を行う予定でおります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

ただいま、ご答弁いただきました。

従来から実施しております支援と、また、新たな支援の項目がございました。ここで各支援の内容を細かく聞くこともなかなかできませんので、この説明があった支援については、先般、行われた住民懇談会の際にも説明をいただきましたが、出席者の方も少なくございましたので、広報等への掲載など、広報活動を更に進めていただくことをお願いして、最後の質問に移りたいと思います。

白浜海水浴場西側の流石についてでございます。白浜海水浴場西側の海岸に数センチから握り拳大の石が広範囲に流出をしております。昨年頃から、より流出範囲が拡大したように見受けられますが、現状のままでは、更に範囲が拡大し、夏場の海水浴客が歩きづらいなど、更なる来客数の減少にもつながりかねないように見受けられます。この状況につきましては先週、甲浦海運がボランティアで重機により、流石収集の作業をしていただいたとお聞きも致しております。今後、観光資源の維持と有効利用の観点から、県と連携した取組が必要と考えますが、執行部のお考えをお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
福島議員の質問にお答え致します。

昨年の豪雨等により、議員指摘のとおり、石がかなり目立つようになり、除去については、県管理のため、県土木と協議をしてきたところではございます。本町と致しましても、貴重な観光資源である海水浴場をシーズンまでには除去する方向で計画を致しておりましたが、先ほど福島議員が言われたように、地元業者が3月12日から14日までの間で、3回に分けて実施を致しております。その中でですね、まだ石の量が結構、残っております。十分取り切れておりませんので、今後も町としては、取れる範囲で除去していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)  
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)

生見のサーフィン海岸、白浜海水浴場など、観光資源を有効に活用した観光の活性化に取り組んでいただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 (今宮 裕明議長)  
福島登君の質問が終わりました。

続いて、高島俊彦君の質問を許します。

件名は、小池川の浚渫工事について、他2件であります。答弁者は、町長他となっております。高島俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員 (高島 俊彦議員)

それでは、一般質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。

小池川の浚渫工事について質問を致します。先日、慎太郎横からなごみの橋までの間の浚渫工事が終わりました。ありがとうございました。なごみ橋から下流にかけても、一日でも早く、浚渫工事を引き続き要望致します。聞くとところによると、土木に生活安全安心事業というのがないと聞いております。そういう事業を取り入れてもらい、毎年、少しでもやってもらおうというこ

とはできないものでしょうか。下流の方にも葦が生え、ごみが溜まり、砂が堆積しているところが多々あります。執行部の考えをお聞き致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
高島議員の質問にお答え致します。  
小池川の浚渫工事についてですが、室戸事務所とは常に連絡を密にし、協力をしていただいているところがございます。今後も連携を図っていきたいと考えています。また、毎年行っている土木行政連絡協議会の中で、小池川の浚渫については、今後も町から要望をしていきたいと考えていますので、よろしく願います。

議長 (今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員 (高島 俊彦議員)  
再問致します。  
室戸土木に赴く際には、申し込みのほど要望しておきます。  
2つ目の質問に入らせていただきます。原地区にある宮ノ西グラウンドゴルフ場付近の橋の耐震について質問致します。夫婦岩に上がっていく中腹に、津波避難場所が設定されております。2月6日午前10時26分、東洋町で震度4の地震がありました。そのときに、慎太郎の入居者及び職員は、マイクロバスでその避難場所に避難致しました。その場所の山の上がり口にコンクリートの橋が架かっております。もし、その橋が通れなくなればと心配しております。耐震補強をしなくてもよいのでしょうか。質問致します。

議長 (今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)  
高島議員の質問にお答え致します。  
宮ノ西グラウンドゴルフ場付近の橋についてですが、水路に架けてある橋でありまして、先日、専門業者に確認をしていただきました。耐震化につ

いては、耐震補強はしなくても問題はないようですが、ただ、下から突き上げられる津波などには弱いようですので、津波が到達するまでに避難ができれば問題はないかと思っています。以上です。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

再問致します。

南海地震が起こり、そのとき、避難するために通るであろうとする橋は全て調査し、地震で落ちそうな橋は耐震補強しておかなければならないと思うのですが、今後、そのような避難するときに通る場所、架かっておる橋、全ての橋について調査をお願いしたいと要望しておきます。

続いて、3つ目の質問に入らせていただきます。室戸東洋市民新聞についてお聞き致します。3月5日付で、室戸東洋市民新聞というのが本町内に配布されました。内容はほとんど、町長、町行政に対する中傷批判でありましたが、町民が読めば、内容の分からない人たちは全て鵜呑みに致します。これでは議会議員も、第一の仕事である執行部へのチェック機能が果たされていない、職務怠慢ということになります。野根漁協の貸付問題は上告中でありますので説明は要りませんが、新聞に書かれている、上告するには議会の議決が必要であると書いてありますが、これについての説明を求めます。また、3年で11億円の借金的大幅増について、我々議員は、予算のことは全て納得の上で議決しておりますので、分かっておりますが、この議会放送を通じて町民に説明をしてもらいたい、この新聞を鵜呑みにすれば、本当に放漫行政ということになります。説明を町長、よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

高島議員にお答えを致します。

お尋ねの趣旨はですね、町が判決に不服で、控訴や最高裁へ上告することについて議会の議決が必要か、必要でないのかということでございますので、このような事案につきましての判断についてのご説明を申し上げます。

す。まず、地方自治法にはですね、第1審たる訴訟の提起のみならず、訴訟を提起された場合において、その判決に不服があるとして地方公共団体が上訴する場合は、議会の議決を得なければならないというふうになっております。そこでですね、議会の議決を得なければならないものというのは、地方自治法第96条に規定をされております。この中で、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない、その中に12号としてですね、普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関することというふうに書ききられております。この12号というのはどういうことかといいますと、普通地方公共団体がその当事者であるというところにポイントがあるわけございまして、これはですね、国家賠償法に基づく損害賠償のように、普通地方公共団体が当事者として相手方と争う場合をいうということになっております。ですので、議決を要するのは、地方公共団体が公法人たる団体として当事者となる場合に限られるということございまして、ですので、地方公共団体の長、職員も含めて、その他の機関がその当事者となる訴訟については、議会の議決は不要であるというふうになっております。よって、執行機関としての町が当事者である4号請求に係る控訴については、議決は不要である、4号請求といいますのは、地方自治法242条の2第1項第4号のことを指してございまして、監査請求をなして、それから、訴訟提起するという住民訴訟のことを指しているわけございまして、このような事案のですね、最高裁の判例がございまして引用したいと思います。

地方自治法第96条第1項第12号ですね、議決要件の定めですが、12号によると、普通地方公共団体たる村が、この判例は村が当事者になっております。村が当事者である訴訟事件に関して、村長が村の代表者として訴訟行為をなすには同村議会の議決を要するけれども、本件におけるがごとく村長が当事者たる場合は、第12号の適用のないことは同規定に照らし、容疑の余地がないのである、容疑というのは疑いの余地がないのであるということございまして、従って、当事者である村長が本件訴訟の第1、第2審を通じ、当事者として訴訟をなし、または弁護士に訴訟を委任をなすについて、村議会の議決を経ていないのはもとより当然であって、これにつき議会の議決を必要とすることを前提とする控訴人の主張は理由がないとの判例でございまして、以上のおりですね、議会の議決は不要という判断を致しているところございまして。

それからですね、起債残高につきましてですけども、この件に関しましては、行政報告でも申し上げましたけれども、4年前の3.11、東北地方で



の大災害以降、防災減災対策が本町のみならず喫緊の課題となっているところでございます。これに対応してですね、財政規律の許せる範囲で、町が孤立しないための防災対策の強化、情報基盤の整備に取り組んできたところでございます。確かに、投資的経費による起債残高は一時、増加する傾向となっていることも事実ではございますが、この中身につきましてはですね、後年度、元利償還金は、国から地方交付税で補てんされる有利な借金を活用してきているということでございます。一般会計での25年度末起債残高は34億4千万円でございますが、これをですね、交付税を換算致しますと9億6千万円分、28パーセントだけが純粋な町の負担額ということになっております。また、起債の種類でも、このように様々な事業の起債があるわけでございますが、例えば、14億の残高があります過疎対策事業債では、元利償還金の7割が国から補てんされます。また、10億の残高であります臨時財政対策債は、100パーセント国が財政負担をしてくれるわけでございます。町負担がゼロという借金の種類でございます。また、防災対策事業でも事業内容によりまして、50パーセントから80パーセントの補てんがされるという有利な起債となっております。また、一度に償還するのではなくてですね、事業によりまして、償還年度も10年から15年ぐらいを掛けて分割償還をしているということになっております。また、現在はですね、利率が2パーセント以下の起債がほとんどとなっておりますので、現在のところ、繰上償還すべき状況でもない起債残高であると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
3番、高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)  
再問致します。

町長、今回の上告は議会の議決が必要ないということですね。確認を致します。議会放送ですので。これで、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)  
高島俊彦君の質問が終わりました。

続いて、平山照生君の質問を許します。

件名は、野根中学校体育館天井のアスベストを取り除く件、他2件であります。答弁者は、町長他となっております。平山照生君、質問を始めて下さい。

2番議員

(平山 照生議員)

それでは、質問を始めます。

最初に、野根中学校体育館天井のアスベストを取り除く件。先日、私は野根中学校の卒業式に出席させていただきました。卒業式は中学校の体育館で行われました。体育館内の正面に1.5メートルか、4メートルぐらい高いところに演壇があり、その手前5、6メートルぐらい左に来賓の方がおられ、右側に先生方、真ん中前列に卒業生、その後ろに在校生、父兄という形で配置されておりました。そのときに天井を見てみますと、白い大きな6畳ぐらいあるようなシートが30枚、40枚ぐらい張られて、元の天井の部分が見えなくなっておりました。そのシートと天井の間にアスベストが設置されております。アスベストは呼吸等によって肺に進入し、人体に害を及ぼすとして広く世間に認知されています。このようなものが学校体育館に放置されているのは、学校現場、父兄、何より生徒本人が安心して学校生活を送ることができません。町は、27年度予算で体育館アスベスト浮遊量調査手数料を計上されておりますが、どのような内容か具体的に説明をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎幸一教育長)

平山議員の一般質問にお答えします。

野根中学校天井のアスベストを取り除く件につきまして、これは、平成20年度にアスベスト硬化剤吹き付け工事を実施致しまして、一応は封じ込めております。これは、平成23年4月にアスベスト落下防止テント、今言われましたテントを設置し、同年度8月にアスベスト浮遊調査を実施致しました。調査結果は、現状では健康被害が生じる可能性は低いと考えられるが、当面は適切な管理を行うこととなっております。これは、平成25年11月18日に学校長より、体育館に白い濁った液が落ちているという報告があり、調査を実施しましたが、それ以降、年2回の調査を実施をしており、調査結果は前回と同様の報告でありました。当面は適切な管理を行いつつ、可能な限りアスベストを除去する方向で検討していきたいと考えております。以上で

ございます。

議長

(今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

学校関係者によると、体育館の天井から水滴から落ちてくるが、この水滴の中にアスベストが含まれているのかどうか容易に判別がつかないようです。学校では、雨の日は体育館を使用せず、小学校の体育館を利用していることもあるそうです。天井に危険なアスベストがあることは分かっております。調査も結構ですが、できるだけアスベストは撤去するという方向で措置を求めます。

次の質問に移ります。本町、27年度事業の一部先行発注を求める件ですが、講習会などに参加すると、高知県の景気は間違いなく上向いており、求人率も上昇していると聞きます。しかし、アベノミクスはどこの国の話というような気がする東洋町の状態です。私も町民から、何か仕事はありませんか、このままでは食べていけませんなどと相談されることもあります。町の新年度事業は通常、国からの交付金が決定される7月、8月ぐらいに発注されることとなります。このため、新年度4月からこの間の事業ができなく、業者に空白期間が生じます。町が景気の一部を牽引してくれているという町民からの信頼を受けるためにも、町の早期事業の発注をお願いします。

課長

(今宮 裕明議長)  
伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

平山議員の質問にお答え致します。

去年は、防災対策事業や災害等の発注が多く、業者側が繁忙のため、入札不調や辞退が多く見受けられました。また、県土木とは発注調整を行い、繰越できるものは翌年度へ対応してきたところです。年度当初は比較的発注が少ないので、発注できるものは調整し、できるだけ発注できるようにしたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)  
2番、平山照生君。

2番議員

(平山 照生議員)

よろしくお願いします。

それでは、最後の小池川の草木の除去についてお聞きします。昨年の豪雨災害ののちに質問をしましたが、現在、町の予算でも鍋シ川のかさ上げを計画しておられるということですが、かさ上げしたらその分、川の容積が増えて、鍋シ川から小池川へ流れ込んでくる流量が増えて、かえって水の越流による、また水没事故とかいうことが発生するのではないかということが考えられます。可能な限り早期に水の流れを阻害しておる川の中の木とか土砂を除去して、水が流れやすい状況を作って欲しいと思います。以上で終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課  
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

平山議員にお答え致します。

小池川の草木の除去、浚渫については、一部ではありますが、平成26年度に県土木が実施をしております。議員の指摘する箇所については、まだできておりません。昨年、浸水被害を受けたあと、県土木では、平成26年度に小池川、河内川の氾濫解析調査を実施しております。その対策概要結果に基づき、平成27年度には地域と対策を協議していくと聞いております。また、室戸事務所の方では、平成27年度でも、小池川の浚渫する予算は要望していると聞いております。本町におきましても、毎年行っている土木行政連絡協議会等で、小池川の草木の除去、浚渫については要望を続けていきたいと考えていますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

平山照生君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。これで、平成27年第1回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。これにて議会放送を終了致します。

(閉会時間:16時04分)